

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

- 1 日時
令和5年12月7日（木曜日）
午前10時0分開会、午後3時58分散会
（休憩 午前11時58分～午後1時0分、午後2時43分～午後2時56分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩淵誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、菊池担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
小野政策企画部長、小野寺副部長兼首席調査監、村上参事兼秘書課総括課長、加藤政策企画課総括課長
 - (2) 総務部
千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、和田参事兼管財課総括課長、内城人事課総括課長、佐藤財政課総括課長、岩間特命参事兼調査担当課長、高橋行政経営推進課総括課長、今野税務課総括課長、藤村総務事務センター所長
 - (3) 復興防災部
佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、浅沼副部長、北島復興推進課総括課長、田端消防安全課総括課長、木村県民安全課長
 - (4) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、中村参事兼市町村課総括課長、熱海地域振興室長、渡辺交通政策室長、藤原科学・情報政策室長、大内企画課長、千葉地域企画監兼ふるさと振興監、中嶋地方路線対策監、山田地域交通課長、佐藤科学技術課長
 - (5) I L C推進局
箱石 I L C推進局長、佐々木副局長兼事業推進課総括課長
 - (6) 出納局

木村会計管理者兼出納局長、佐藤副局長兼総務課総括課長、千葉入札課長

(7) 人事委員会事務局

山村人事委員会事務局長、及川職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

藤澤監査委員事務局長、及川監査第一課総括課長

(9) 警察本部

天野警務部長、熊谷警務部参事官兼首席監察官、加藤警務部参事官兼警務課長、
菊地警務部参事兼会計課長、藤林刑事部参事官兼刑事企画課長

(10) 議会事務局

安藤議会事務局次長、米内総務課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第5項 選挙費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第5項 鉄道施設災害復旧費

第3条第3表中

追加中 4

イ 議案第6号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第8号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第13号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第10号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第12号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

ケ 議案第15号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

コ 議案第23号 当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第11号 免税軽油制度の継続を求める請願

イ 受理番号第12号 安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対し地域公共交通を守る施策の推進を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第5項選挙費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費第5項災害救助費、第9款警察費、第11款災害復旧費第5項鉄道施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中4、議案第6号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、生活困窮世帯に対する灯油購入費等の経済的負担軽減に要する経費のほか、人事委員会勧告に基づく給与改定に要する予算等を計上しています。

議案（その1）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億7,837万6,000円を追加し、補正後現計を7,900億9,746万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから11ページの第1表のとおりであり、後ほど予算に関する説明書により御説明します。

12ページの第2表繰越明許費につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

次に、13ページの第3表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管に係るものは、13ページの第3表のうち4、職員情報管理システム運営の1件であり、令和11年度までの総額を3,100万円と設定しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入につきましては、給与改定に対応した財源補正に係る説明は省略させていただき、その他の補正につきまして御説明申し上げます。

11ページから12ページの9款国庫支出金のうち2項国庫補助金につきましては、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助の財源等を補正するものであり、その計は12ページとなりますが、3億5,290万円の増額でございます。

次に、15ページ、12款繰入金につきましては、いわて銀河鉄道の災害復旧事業費補助等の補正に伴うものであり、1,109万円増額するものでございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は27億7,837万6,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。給与改定に対応した経費として、19ページ、1款議会費から24ページの2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費のふるさと振興部の分、同じく24ページの4目国際交流推進費から27ページ、2款総務費、7項統計調査費まで、29ページ、2款総務費、9項人事委員会費から30ページの2款総務費、10項監査委員費まで、36ページまで進みまして3款民生費、5項災害救助費、64ページまで飛びまして9款警察費、1項警察管理費及び次ページの2項警察活動費をそれぞれ増額補正するものでございます。なお、64ページの9款警察費のうち1項警察管理費につきましては、給与改定のほか損害賠償事案に係る補正を行うものであり、4億2,308万2,000円を増額するものでございます。

次に、77ページの11款災害復旧費のうち5項鉄道施設災害復旧費につきましては、令和4年8月の大雨被害に対応したIGR災害復旧事業費補助であり、248万2,000円の増

額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○内城人事課総括課長 まず、議案第6号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。

議案（その2）5ページをごらんください。説明に当たりましては、それぞれの条例案について、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨であります。諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

2の条例案の内容であります。期末手当の支給割合を、表に記載のとおり、年間3.30月から3.40月に改定しようとするものであります。

3の施行期日等ありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。令和6年度の改定は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。また、本年度の改定は12月1日から適用するとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第7号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第7号は、議案（その2）の7ページ、議案第8号は10ページに記載がございます。

まず、1の改正の趣旨であります。岩手県人事委員会の勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員、それぞれの給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。なお、議案第7号の特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員でございます。また議案第8号の任期付研究員とは、研究業績等により特に優れた研究者と認められている者を招聘し、一定期間研究に従事する任用形態の職員でございます。

2の条例案の内容であります。⑴につきましては、各給料表の給料月額を引き上げようとするものであります。

⑵の期末手当の改定につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第6号の条例案と同様に、支給割合を年間3.40月に改定しようとするものであります。

3の施行期日であります。この条例は公布の日から施行するものであります。期末手当の令和6年度の改定は令和6年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第9号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の13ページに記載があります。

1の改正の趣旨であります。岩手県人事委員会の勧告に鑑み、職員の給料月額等を改定するとともに、所要の整備をしようとするものであります。

2の条例案の内容であります。⑴の給料表の改定につきましては、全ての給料表の全ての給料月額を引き上げようとするものでございます。

(2)のアにつきましては、医師等に支給される初任給調整手当の支給月額限度額を引き上げようとするものでございます。

(2)のイの期末手当につきましては、本年度及び令和6年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、再任用以外の職員にあっては、年間0.05月の引き上げとするものでございます。

(2)のウの勤勉手当につきましては、本年度及び令和6年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、再任用以外の職員にあっては、年間0.05月の引き上げとするものであります。なお、期末手当と勤勉手当の支給割合の合計は、再任用以外の職員にあっては年間4.40月から4.50月とするものであります。

(3)につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、本条例による引用条文の条ずれが生じたほか、地方自治法の手当の名称が改められたことから、所要の整備をしようとするものでございます。

3の施行期日等ではありますが、(1)につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものでありますが、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(2)のイの期末手当及びウの勤勉手当の令和6年度の改定は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(1)の給料表及び(2)のアの初任給調整手当の改定は令和5年4月1日から、(2)、イの期末手当及びウの勤勉手当の今年度の改定は12月1日から適用しようとするものであります。

それから、(3)及び(4)につきましては、条例の改正に際して所要の経過措置を講じることとし、必要な事項は人事委員会規則で定めようとするものでございます。

続いて、議案第13号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の66ページに記載がございます。

議案第13号ではありますが、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の改定について、先ほど御説明申し上げました議案第9号の条例案と同様の改正をしようとするものでございます。

最後に、議案第10号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の59ページに記載がございます。

1の改正の趣旨ではありますが、諸般の情勢に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給しようとするものでございます。

2の条例案の内容ではありますが、(1)の期末手当につきましては、本年度及び令和6年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、本年度は年間0.05月の引き上げとし、令和6年度は(2)で御説明する勤勉手当の支給に伴いまして、一般職員と同じく年間で2.50月とするものでございます。

(2)につきましては、令和6年度から新たに勤勉手当を支給しようとするものであり、

期末手当と合わせた来年度の支給割合は、一般職員と同じく年間 4.50 月とするものであります。

3の施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。期末手当の令和6年度の改定及び勤勉手当の支給は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。また、期末手当の本年度の改定は12月1日から適用するとともに、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 議案第7号について、対象となる特定任期付職員は何人いるのか。また、議案第8号の任期付研究員も何人いるのかあわせてお伺いしたいと思います。

○内城人事課総括課長 特定任期付職員につきましては、現在は任用がございません。

それから、任期付研究員につきましても、かつては任用実績がございますが、現在はないところでございます。

○城内愛彦委員 法整備というか、準備の段階ですね。

もう一点、議案第13号の市町村立学校職員について、長期間休んでいる先生はどのぐらいいるのか。教育委員会の所管だと思いますが、大事な部分だと思います。権利として賞与の対象となるのか、また、臨時の先生方の手当もこの中で見ていくのかお伺いしたいと思います。

○内城人事課総括課長 今回は、市町村立学校職員の給与の条例になりますけれども、県費負担となっております。県費負担職員の任命権は都道府県教育委員会になるものでございます。また、その給与、勤務時間等の勤務条件につきましても、県の条例で定めるものでして、今般条例において御提案申し上げているところでございます。

今回の市町村立学校職員の条例の対象となる職員の全体数につきましては、7,967名でございすけれども、城内愛彦委員から御指摘ありました何名休んでいるかといった具体的などころにつきましては、申しわけございませんが、当方では把握しておりません。

○城内愛彦委員 その辺を大事にしていかないと、今後の人材確保がなかなか難しくなっていくのではないかと思いますので、連携を取りながらぜひよろしくお願い致します。

○岩淵誠委員 今回の人事委員会の勧告によって、平均1.1%の賃上げということであり。一方で物価高騰が非常にあって、実質賃金は全国的に見ると18カ月、きょうあたり新しいのが出るから、恐らく19カ月連続で下がっており、4月1日時点での盛岡市の物価高騰率はたしか全国平均より高かったと思うのですが、そうしたことを勧告して、1.1%の賃上げは実質賃金と比較した場合に、どのような状況にあるのかお示しいただきたいと思ひます。

○及川職員課総括課長 岩淵誠委員御指摘のとおり、ことしの人事委員会勧告による月例給の改定は、1.1%の引き上げとなっておりますが、本年4月の盛岡市の消費者物価指数につきましては、昨年4月に比べて4.1%上昇している状況でございます。

○岩渕誠委員 要は、改定率からいえば、平均的には、給与は追いついていないということだと思います。

○及川職員課総括課長 消費者物価指数の 4.1%に対しまして、今回の改定率は 1.1%という状況でございます。

○岩渕誠委員 県内の給与は公務員を水準としているところがありますから、そういう意味では県庁が頑張らなくて上げないと、周りも上げる環境にならないのが現実だと思います。

また、ここ何年か続けて若年層に対しての賃上げということが言われてきているわけですが、今回の人事委員会勧告では、平均 1.1%の賃上げということで、若年層に対しての引き上げ率は、モデルで言うところのどのような状況かお示しいただきたいと思います。

○内城人事課総括課長 岩渕誠委員御指摘のとおり、本定例会に提案しております条例改正案の給与改定は、人事委員会勧告を踏まえた改定でございまして、初任給と若年層に重点を置いて給料表全体を引き上げております。職員の給与の改定率について役職段階ごとのモデル年収で計算いたしますと、高卒初任給ではプラス 8.3%、25 歳の職員ではプラス 5.0%となっております。おおむね 20 代までの職員につきましては、先ほどお話がありました令和 5 年 4 月の盛岡市の消費者物価指数の上昇率 4.1%以上の改定率となっている状況でございます。

○岩渕誠委員 今回の県の職員構成は、40 代とか、50 代、20 代が多いですから、特に若年層については、実質的にはかなり上がっていると評価するべきものだろうと思います。

県内高校生の民間企業の就職率は、半導体や自動車の牽引によって、中央値は全国平均より高いという結果が出てきていますから、こういった形が続きますと優秀な職員の確保ということにもつながりますし、生活実態の中で若い職員の士気を少し上げていただければと思います。

次に、会計年度任用職員の状況についてお伺いいたします。きのうも質疑があったので、細かくは聞きませんが、会計年度任用職員の改定後の給与水準は、フルタイム、パートタイム、それぞれ東北管内ではどういった状況にあるのかお示しいただきたいと思います。

○内城人事課総括課長 東北管内における会計年度任用職員の給与の位置づけということでございますが、今回条例案のとおり改定されて、令和 6 年度の勤勉手当も支給された状況での比較で申し上げますと、フルタイム、パートタイムともに上から 2 番目という水準になっております。

○岩渕誠委員 計算すると、時給換算で大体 1,200 円ぐらいになって、単価的には上から 2 番目ということだと思いますけれども、今回の人事委員会勧告と制度上の問題からいうと、全く新しいのは勤勉手当の支給だと見ております。確認をいたしますが、基本的には賃上げとは切り離れた話で、賃上げは 4 月にさかのぼるということでもありますけれども、会計年度任用職員に対しての勤勉手当の支給は新年度からということで、これは制度改正によるものと考えてよろしいですか。

○内城人事課総括課長 岩渕誠委員御指摘のとおり、制度創設以来、国のマニュアル等において会計年度任用職員には、勤勉手当は支給できない形になっておりましたが、今般国のマニュアルの改定がございまして、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようになりました。それを踏まえまして、当方としても総務省の趣旨である国の非常勤職員との均衡、会計年度任用職員の適正な処遇の確保という観点、それからほかの都道府県の動向等も把握した上で、来年度から支給することとしたところでございます。

○岩渕誠委員 そうしますと、モデルは経験年数7年目で比較をされていると承知しておりますけれども、勤勉手当が支給された場合には、給与改定率で見れば、実質賃金は物価上昇率を上回ると考えてよろしいですか。

○内城人事課総括課長 令和5年度の給与改定後の改定率で申し上げますと、改定前と比較いたしまして、6.2%のアップ、それから令和6年度の勤勉手当支給後の改定率で考えますと20.1%の上昇ということで、物価上昇率を上回る形になっております。

○千葉秀幸委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田端消防安全課総括課長 議案第12号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その2）の64ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の説明資料により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。高圧ガス保安法の一部改正に伴い、液化石油ガスに係る貯蔵施設または特定供給設備の設置許可に係る完成検査手数料等に係る完成検査合格施設の範囲を改めようとするものであります。

点線箱囲みの部分になりますが、液化石油ガスの保安の確保等に関する法律の規定に基づく液化石油ガス貯蔵施設等の設置許可に係る完成検査手数料について、高圧ガス保安法に基づく完成検査等を受け、技術上の基準に適合していると認められた完成検査合格施設に適用する手数料については、それ以外の施設よりも低い金額としています。今般、高圧

ガス保安法の一部改正により、認定高度保安実施事業者制度が創設され、この制度で認定された事業者が設置する施設、設備の完成検査をみずから行い、技術上の基準に適合していることを確認した施設については、低い金額の手数料が適用される完成検査合格施設として取り扱うこととされたことから、条例に規定する完成検査合格施設の範囲を改めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。貯蔵施設等設置許可に係る完成検査手数料に高圧ガス保安法第39条の22第1項の規定に基づき、認定高度保安実施事業者がみずから完成検査を行い、技術上の基準に適合していることを確認した施設を規定するものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。改正後の高圧ガス保安法の施行日に合わせ、令和5年12月21日に施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 対象となる施設は何カ所ぐらいあるのか。また、年間でどのぐらいの取り扱いを見込んでいるのかのかお伺いしたいと思います。

○田端消防安全課総括課長 現有の施設でございますけれども、該当する施設は6カ所でございます。

年間の取り扱いでございますが、岩手県内には今回の改正によって新たに認定を受ける見込みのある事業者は存在しませんので、今後の見込みはございません。

○城内愛彦委員 そうすると、条例を改正しておくということだと思いますけれども、今後、岩手県に対象となるような施設ができる可能性はあるのですか。

○田端消防安全課総括課長 対象となる施設ができる可能性はございますけれども、今回の改正によってみずから完成検査を行う事業者というのは、かなり大手の事業者でございます。そういった大手の事業者が申請をして、国に認められればという可能性はございますけれども、現時点では見込んでいないという状況でございます。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第 15 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 85 ページをお開き願います。なお、御説明に当たりましては、便宜、配付しております総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。平成 31 年 1 月 28 日、盛岡東警察署〇〇〇〇交番において、上司の警察官からパワーハラスメントを受け、精神疾患を発症した〇〇〇〇様及び〇〇〇〇様の次男である故〇〇〇〇さんが自死に至ったことについて、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

本事案は、自死事案発生後の調査では、明確な自死に至った原因、動機等を特定するには至りませんでした。当時の調査結果は、職場の上司からの長期間による威圧的な言動などのパワーハラスメント行為が自死の一因となっていることも否定できないと判断していたものでございます。その後、令和 4 年 7 月に御遺族の代理人弁護士から岩手県に対して、〇〇〇〇さんが自死に至ったのは、当時の職場上司によるパワーハラスメント行為により精神疾患を発症したことによるものであり、このことは公務災害に認定されていることから明らかであって、岩手県は国家賠償法 1 条による損害賠償責任を負う上、安全配慮義務違反に基づく賠償責任も存在するとして、当該賠償請求の通知がなされたものであります。

県警察といたしましては、当時の自死事案の調査結果、当該上司のパワーハラスメント行為の調査結果及び公務災害認定事実を踏まえ、県の賠償責任を認めた上で、早期かつ穏便に解決を図るため和解を目指したほうがよいと判断し、相手方と示談交渉を行い、このたび県が約 8,300 万円の賠償金を御遺族にお支払いすることの合意に至ったものであります。

次に、2 の損害賠償の額についてであります。逸失利益、慰謝料等の合計 8,310 万 6,200 円とするものであります。裁判例や弁護士の助言を踏まえて算定したものであり、最終的にこの金額で相手方に合意いただいているものであります。

次に、3 の和解の内容についてであります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切異議を申し立てないとするものであります。

最後に、大切な人材を失ったことは、極めて残念であり、お亡くなりになられた〇〇〇〇さんの御冥福をお祈りし、御遺族に対し謹んでお悔やみを申し上げます。職場におけるパワーハラスメント行為により職員が精神疾患を発症し自死に至ったこと、また多額の賠償議案を県議会にお諮りすることにつきまして、大変重く受けとめております。このような事態になりましたことに対しまして深くおわび申し上げます。今後、同様の事案が発生

することがないように、県警察一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○城内愛彦委員きのうも県警察本部長が実名を挙げてお話されていましたが、こういった案件については、実名を挙げるものなのか、確認をしたいと思います。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 本件につきましては過去にも定例会で御質問いただいている経緯がございますけれども、今回は賠償金額を定めることを御審議いただくため、実名を記載する必要があるということで、実名を挙げている状況でございます。

○城内愛彦委員 相手方からも了承を得ているのか、それとも確認をしなくてもそのようにしなければならないものなのか、確認したいと思います。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 実名を挙げることについて、相手方の御遺族から了解を得ているのか、あるいは手続上必要なものなのかという御質問でございます。本件の損害賠償請求につきましては御遺族側の代理人弁護士から書面をもって通知されたものでございまして、当方とは代理人弁護士を通じてやり取りさせていただいておりますけれども、御遺族側からは実名を出すことについて御了承いただいております。

○城内愛彦委員きのうも県警察本部長が再発防止についてお話をされましたけれども、改めて再発防止策を確認したいと思います。

○加藤警務部参事官兼警務課長 再発防止に向けた取り組みについてでございますが、まず第一に職員に対する研修や周知が挙げられるところございまして、県警察本部警務課が発出する教養資料等を活用した各警察署、所属での朝礼等の会議に加えまして、年代や性別あるいは係や役職でグループ分けした小集団検討を随時開催しております。その際には、所属内の現状や発生事例に関する検討を通じて、問題点や課題点をそれぞれ挙げさせた上で、具体的な防止対策を検討させるなどハラスメントに対する理解を深める取り組みを進めているところでございます。

また、各警察署や所属にハラスメントの相談員を設置し、これは各所属の次長または副署長が担当しておりますが、相談員等に関する研修を開催し、相談受理要領を配付しているほか、個別の業務指導を活用した教養も随時実施しているところでございます。

また、所属に対する研修につきましては、実例を基に問題点や対策を具体的に検討するなどの指示を行っておりますし、県下警察署長会議等における指示や事例等を通じた教養を行うなどしております。

また、部下の指導に当たる職員につきましても、特に若手職員の指導に当たる職員を対象としまして、着任前または就任中にアンガーマネジメント講習やハラスメント防止教養を実施しているほか、必要に応じて個別指導を実施しております。

さらに、これらを支える取り組みとしまして、今回の自死事案が発生しました令和2年の6月から県警察本部警務課に24時間、365日体制でハラスメント相談に対応する相談電話を設けておりますし、令和3年9月からは上司などに相談しにくい、あるいは声を上げ

にくいといったケースであっても早く声を上げられるよう匿名相談システムを整備して、早期の認知または抑制、発生の未然防止を図っているところでございます。

○**城内愛彦委員** 仕組みが浸透するまでには、時間がかかるのだらうと思います。指導する側も、受ける側も、何がハラスメントなのかわかっていない。一方で、ハラスメントを受取る側は、それがハラスメントだとわかっているにもかかわらず、発信できない状況があるのかもしれないので、時間がかかるかもしれないけれども、速やかに県警察全体に浸透させて、しっかりとした仕事が進められるようお願いをして終わります。

○**天野警務部長** 今しっかりとハラスメント防止を進めるようお言葉をいただきました。先ほどの答弁の繰り返しになる部分はございますが、県警察におけるハラスメント根絶の取り組みにつきましては、本件の発生後、これまで行ってきたハラスメント防止に関する教養や指示を継続する一方、これらの取り組みを適切に機能させつつ不断の見直しを進めるなど、ハラスメントの根絶に必要な取り組みを推進してまいります。

○**高橋はじめ委員** これまでの経過については新聞報道で知ることができたのですけれども、定例会での説明がなかったような気がしますので、報道陣に対して説明された内容でも構いませんので、改めて経過をお伺いしたいと思います。

○**熊谷警務部参事官兼首席監察官** 本件は、当時盛岡東警察署の〇〇〇〇交番に勤務しておりました〇〇〇〇さんが同交番におきまして、勤務中の平成31年1月28日に自死した件でございます。当時、自死後にその原因等を調査いたしましたところ、直属の上司によるパワーハラスメント行為が明らかになり、当時の交番の同僚や上司等10名から丁寧な聞き取り調査を行い、自死の原因の断定には至りませんでしたけれども、パワーハラスメント行為が自死に至った要因の一つであると判断いたしまして、行為者の〇〇〇〇に対する所要の措置を行ったところでございます。その後、御遺族側から公務災害の認定申請があり、地方公務員災害補償基金により認定されまして、令和4年7月、代理人弁護士を通じて損害賠償請求の送達を受けたという状況でございます。

平成31年1月に事案が発生してから、今回の支払いの理由となります損害賠償請求に至るまで4年程度の期間がたっておりますけれども、その間、県警察としましては、事案発生後に所要の調査を行い、御遺族にも説明し、理解を得ながら、包み隠さず御説明をしてきたところでございます。御遺族側も恐らくさまざまところに御相談等されたものと思われましても、その後、〇〇〇〇さんに対する逸失利益を主な内容とする損害賠償請求がありまして、先ほど天野警務部長が御説明申し上げたとおり、県警察としましても責任を認め、必要な和解を進めるため、今回このような提案になったというのが一連の経過でございます。

○**高橋はじめ委員** 新聞報道によりますと、平成30年5月から12月ごろ、死ね、ばかじゃないかとの暴言や、平手でたたくななどの行為を受け、平成31年1月28日未明、交番内で自死されたということです。パワーハラスメントと精神疾患、自死の因果関係が認められるとの専門医の所見を踏まえ、令和元年12月に公務災害と認定され、男性〇〇〇〇は、

平成 31 年 3 月末に本部長注意を受けて依願退職をした。それから、別の報道では、暴行容疑で書類送検したという情報もあります。御遺族は、令和 4 年 7 月 13 日付で逸失利益、慰謝料などの賠償請求をし、令和 5 年 9 月 8 日に御遺族が示談に応じる意向を示したため、今回の金額が出たということですが、間違いありませんか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 既に報道されている内容は、そのとおりでございます。

○高橋はじめ委員 報道の内容を基に質問したいと思いますが、暴行容疑で書類送検した後はどのようになっていますか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 書類送検した後は、盛岡地方検察庁におきまして、事件が取り扱われることになったわけですけれども、その年の 12 月に処分が下されたと承知しております。

○高橋はじめ委員 どういう処分が下されたのか、内容もあわせてお願いします。

また、〇〇〇〇交番の勤務は何人体制だったのですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 盛岡地方検察庁の判断でございますので、当方が答弁する立場にはありませんが、既に報道されている内容で申し上げますと、罰金 20 万円の略式命令と承知しております。

それから、〇〇〇〇交番の当時の勤務体制につきましては、確認後お答えいたします。

○加藤警務部参事官兼警務課長 当時の〇〇〇〇交番で勤務していた人数でございますが、交番所長であります警部補の職にある者、それからその下に 3 交代制で各班の責任者である〇〇〇〇、〇〇〇〇という構成になっておりますが、具体的な人数につきましては現場執行力の詳細にかかわるものでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○高橋はじめ委員 次に、暴行容疑で書類送検した時点で退職金は支払われたのかどうかです。退職金の支払いは一旦保留にして、判決が明らかになった上で、加害者の過失割合も含めて支払いというのが私は普通ではないかと思うのですが、その辺の流れはどうなっていますか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 退職手当の支払いに関する御質問でございます。退職手当を支給した理由についてであります。職員の退職手当に関する条例第 11 条に定める項目に該当しないことから、減額等せずに支給しているところでございます。なお、条例に定める減額、不支給の要件につきましては、地方公務員法第 29 条に定める懲戒免職、その他職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けた場合、または地方公務員法第 28 条と第 16 条に定める欠格条項に該当する場合、要は禁錮刑以上の判決を受けた場合と示されておりまして、いずれの要件にも該当しないことから、支給せざるを得なかったところでございます。

○高橋はじめ委員 事情はわかりました。

〇〇〇〇交番で勤務していた人数につきましては、5 人ぐらいではないかと聞いておりますけれども、正確な人数はお答えできないという話で、それもおかしい気がしております。それだけの人数がいて、交代勤務もされているのですが、狭い交番の中で当事者 2 人

だけがパワーハラスメントの関係だということを知り、あるいは自死された方の心の負担や行動について誰も気づかず、そのことを所長も重く受けとめていなかったのかどうか。事前に気がついて、自死に至る前にさまざまな措置を講ずることができたのではないかと思うのですけれども、なぜ自死に至るまで放置されたのか、その辺についてどのような調査を行いましたか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 仕組みに落ち度があつて、自死に至ったのではないかと、この趣旨の御質問と理解しております。既に廃止になっておりますけれども、当時もハラスメント防止対策要綱に基づきまして、各所属に相談員を置き、ハラスメントを認知した場合の報告を求めていたところでございますが、今の規定ではそもそもハラスメントを禁止するという訓令の規定になっております。当時の規定が今手元にはございませんが、ハラスメントをしないようにしなければならないといった全面禁止の規定にはなっておりませんでした。したがって、交番所長や周囲の職員も、事案の発生を認知し、エスカレーターの防止に関する注意などはしていたところでございますが、その情報がハラスメント相談員である所属の上司に上がることなく交番内にとどまったということが今回の自死の原因の一つになったところでございます。この点につきましては、令和2年6月から施行しております現行の訓令にハラスメントの禁止の規定を盛り込んでおります。この規定によりまして、ハラスメントが発生したことを見聞きしたにもかかわらず上司に報告しない場合につきましては、訓令違反となつて、懲戒処分の対象となるところであります。当時の原因は、報告が上がらなかったというところがございますので、現行の規定でその点を改めているところがございます。

○高橋はじめ委員 職場の中でパワーハラスメントがあつても、それについて規定がないから上まで上がってこないし、重要視されなかったという感じにも取れるわけですが、狭く限られた職場空間ということを考えますと、そのことに対する動きがないのは、私は加害者だけでなく、交番全体の責任ではないかと思うわけでありまして、その辺について、そういう考えはなかったのですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 高橋はじめ委員の御質問は、上司個人の問題ではなく、交番全体の問題として捉えるべきではないかという趣旨だと理解いたしますけれども、当然そういった行為があれば、周りの同僚等が上司へ報告等をすべきと考えております。交番内にとどまらず所属全体、さらに言えば盛岡東警察署、県警察本部まで報告が上がり、情報が共有され、それを解消するための人事的な措置が認められれば、そのように措置すると、県警組織全体としての問題と捉えるべきであり、事案発生後は必要な規定等も整備したところがございます。

○高橋はじめ委員 この事案について県警察全体ではどのような責任を考えているのか。当時の交番所長を含め、処分があつたのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 パワーハラスメントを行った者につきましては、本部長注意という措置をしております。そのほか、その上司の地域課長につきましては、口頭

での指導をしております、実質的に監察上の措置を講じたのはパワーハラスメントを行った職員のみという状況でございます。

この問題を県警察としてどのような責任と捉えているかということでございますけれども、大事な職員、人材を失ったことを非常に重く受けとめております。今後はパワーハラスメントを初めとする各種ハラスメントが発生しないよう、組織全体で所要の規定やシステムの整備等を構築いたしまして、実効性が保たれるようしっかりと取り組んでいくことで、責任を果たしていまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 将来のある一人の若い青年が自殺まで追い込まれたにもかかわらず、何となく注意だけで終わらせるというのは、重く受けとめるという言葉だけにしか感じ取れないのですけれども、やはり県警察全体で重く受けとめることが大事だと思います。また、それをしっかりと県民に示していかないと、これから先、県民の命や生活を守るために警察官になりたいという若い人たちが出てこない気がするのです。そうしたことも含めると、責任を明確にし、しっかりとそれなりの処分をしながら、賠償についても県民に了解いただけるようにするのが本来のあるべき姿だと思います。ほかの県の部署や施設では、飲酒運転だけでも懲戒免職になる時代なのです。一人の命が失われて何もないというのは、あり得ない話だと私は思います。重く受けとめるではなくて、行動に示してもらわないと県民が納得しないのではないかと強く思うのですけれども、ここでこれ以上、どういう処分をしろということは申し上げませんが、そういうことをしっかりと示さないと、県警察内部の組織ももたないし、警察官になろうという若い人が出てこないと思いますので、ぜひそのことを考えていただければと思っています。

それから、議会に対しても暴行容疑で書類送検したとか、12月に公務災害が認められたとか、遺族の方から損害賠償が請求されたとか、そういうことを折に触れて報告をすれば、我々の中にも大きな不信感が生まれてこないわけです。そういったことがなくて、いきなり損害賠償の金額が出てきたり、お尋ねすると捜査上の秘密とか、個人情報保護ということで、なかなか説明もないわけですが、議会に対して説明しておくことの大事さというのを考えていただければと思っています。県民もこの案件については、議会での議論がどうなるのか注目していると思っています。そういう意味でも、丁寧に対応していただかないと困るということを上申しておきたいと思っております。

それから、御遺族の思いとしては、賠償金を受け取るのが目的ではなくて、県警察の内部で息子の死がどのように扱われて、どのように改善されたかということ、それから再発防止については先ほどお話がありましたけれども、県警察の組織を挙げてしっかりと取り組んでいただくことを望んでおられると思います。2011年にも、若い警察官が拳銃自殺した事案がありました。どちらかという、我々県民からすると警察は閉鎖的な組織のようなイメージもあるわけでありまして、県民に親しみを持ってもらえるような組織であってほしいと思っています。このことについて、警務部長に一言所感をお伺いしたいと思っております。

○**天野警務部長** 本件における県警察の責任についてであります。故〇〇〇〇さんが自死するに至るまで職場でパワーハラスメントが起きていることを組織的に認知して対処することができなかったこと、またその悩みや苦しみに手を差し伸べることができずにとつと命をみずから絶たせてしまったことに対しまして、非常に重い責任と、反省を感じているところでございます。先ほどお話がございましたように、本人からハラスメント相談がなくとも、上司から威圧的な指導が行われていることを見聞きした周囲の同僚等から情報が報告され、組織的に必要な対応が取れていれば、自死を防止できた可能性があったのではないかと考えるところでございますので、情報の早期把握機能を強化し、またハラスメント防止体制が実効的に機能するよう、より一層努めてまいりたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** 少し声を荒げてしまいましたけれども、私もかつては労働組合の代表をやっておりまして、朝のミーティングで自分の部下の顔色や言動を見ながら、正常に勤務できる状況なのかどうかを瞬時に読み取り、目配り、気配りをし、しっかりとサポートしていけるような者が望まれる上司ではないかということを繰り返し言うてきました。警察官は法律の中で厳格にやらなければならない、うちへ帰っても心が休まる時間もあまりない、世間的にも大衆の目がある、そういった中で勤務をしなければならないので、一般の人に比べても、精神的なストレスもたまりやすいわけです。それをどのように発散しながら通常どおり勤務していくかということもあるわけでありまして、幹部職員はそのことを心にとどめながら、部下と一緒に仕事をしていただければと思いますし、今後の再発防止について、しっかりとやっていただきたいと思います。

○**佐々木朋和委員** まずもって、お亡くなりになられた〇〇〇〇さんの御冥福をお祈するとともに、御家族の皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の事案は、公務災害認定された事案でありまして、県として当然損害賠償することに反対するものではないということをお知らせ申し上げた上で、質問をさせていただきたいと思っております。組織内でこういった不法行為があった場合、御家族としては当然の権利として損害賠償をその組織、また直接不法行為をした者に対しても損害賠償請求できると思っておりますけれども、今回、御家族の方はパワーハラスメントをした直属の上司に対しても損害賠償請求なさっているのか、または今後そのような予定があるのか、お聞きしている範囲でお知らせさせていただきたいと思っております。

○**熊谷警務部参事官兼首席監察官** 今回の件につきまして、御遺族がパワーハラスメントをした本人に賠償請求することに関して、当方で承知している点があるかという御質問と承知しましたけれども、そもそもの前提といたしまして、今回の件が公務災害に認定された関係上、国家賠償法が適用となりますので、支払いの責任は地方公共団体にあるということになります。ですので、御遺族は個人に対して損害賠償請求することはできない仕組みになります。今回の件につきまして、御遺族がどのようにお考えか承知しておりませんが、公務災害ということで、公務上の損害に対する賠償の責任は地方公共団体にある前提となりますことから、個人間の問題ではなく、県が支払うべき賠償事案と捉えてお

ります。

○佐々木朋和委員 公務災害として認定された場合は、個人に対して損害賠償請求されることはないということで認識いたしました。

そうであればなおさらなのですけれども、今回の事案については、パワーハラスメントをした上司の行為は暴行罪で書類送検されるという、不法行為によるものであります。業務上の過失であるとか不慮の事故ということではなく、明確な不法行為でありまして、県として損害賠償に応じるのは当然でありますけれども、一方で県としても損害賠償金を支払うという損害が発生しているわけでありますから、個人に対して損害賠償を請求する、あるいは相応分の負担を求めるということもあってしかるべきと思いますけれども、県としてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 佐々木朋和委員の御質問は、県として損害賠償に応じるならば、パワーハラスメントをした者にその支払った分を損害賠償として求めるべきではないかという御質問かと思っておりますけれども、いわゆる国家賠償法上の求償権に関する御質問と受けとめております。国家賠償法第1条第2項におきまして、公務員に故意または重大な過失があったときには求償権を有すると定められておりますけれども、現在、法令の解釈や判例を踏まえて求償権の行使について検討しているところでございます。なお、職員に故意または重大な過失があったかどうかの立証責任は、当方にあるというところでございます。

○佐々木朋和委員 ただいま求償権の説明がありましたけれども、説明の中で公務員という話がありました。退職をした公務員にも請求できるものなのですか。

○加藤警務部参事官兼警務課長 求償権の消滅時期に関する御質問と理解しておりますけれども、民法第166条第1項第2号の債権等の消滅時効が適用になると考えております。この規定では、行使することができるときから10年間行使しないときという時効が定められております。したがって、現段階では、あくまでも仮定ではございますが、和解が成立して損害賠償金の支払いが完了した時点が求償権の起算点になると考えております。このことにつきましては、今後弁護士や関係機関と協議しながら、詰めていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 先ほど城内愛彦委員からも再発防止の話がございました。こういった不法行為に当たる事案に対しては、退職をしても求償権を行使し、県として相応の負担を求めていく姿勢を示すことも、私は再発防止として重要なことだと思っております。ぜひ弁護士とも検討し、行使していただきたいと思っております。

また、公務災害認定時にはパワーハラスメントと自死の因果関係が認められたと説明がありましたけれども、先ほどの説明では、その前段階では調査の結果、パワーハラスメントが明らかになった上で、自死との因果関係については断定に至らずという結論を出されています。こういった部分についても、今後はこの経験を基に、慎重にあるべきだと思っております。こういった部分についても、今後はこの経験を基に、慎重にあるべきだと思っております。ですので、当時断定に至らずとなった経緯とその原因がどのようなものであったか

お示しいただきたいと思います。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 自死の原因がパワーハラスメントと断定するに至らなかった理由についての御質問でございますけれども、当時の調査におきましては、事案発生後、同僚、上司、御本人の同期生等関係のあった職員から丁寧な聞き取りを行い、また、御遺族の承諾を得て、御本人のスマートフォンの中身等も確認させていただきました。しかしながら、みずから命を絶つことを裏づけるような証言ですとか、遺書あるいは遺書と同様視できるようなものが確認できませんでした。また、メンタルクリニック等の医療機関にかかったということも確認できませんでした。状況からパワーハラスメントがあったことは確認できましたけれども、パワーハラスメント行為がまさにその原因であるという断定的な証拠がそろわなかったという状況でございます。

○佐々木朋和委員 一方で、後に公務災害として認定されているわけですがけれども、今の県の立場としては、因果関係はあったという立場でよろしいですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 当時、県警察として判断した後に、令和2年に地方公務員災害補償基金により災害認定されました。県警察として答弁できる立場にはありませんけれども、地方公務員災害補償基金の判断で公務災害として認定したということで、これについては県警察としても公務災害と認めるべきと判断しています。

○佐々木朋和委員 公務災害として認定された。そのことによって損害賠償請求に応じる立場を取ったということが、まさにパワーハラスメントと自死の因果関係を県としても認めたということでもあります。そのことをもって、ぜひ求償権の行使を含めて適切な対応を取っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○岩淵誠委員 私もまずもって、亡くなられました〇〇〇〇さんの御冥福をお祈りしたいと思っております。

警察の組織については、私も31年前に担当記者として4年間ほど取材しました。殺人を初め犯罪が起きれば、被害者の無念を晴らすと言って、精いっぱい御努力されている職員が多かったですし、交通事故で亡くなられた方がいれば、二度と犠牲者を出してはいけないと街頭に立って交通指導されていた警察官もいました。さらには、子供が犠牲になった焼死事件では、土足で現場に入ってきて、やりたい放題やっていたワイドショーのライターをどなりつけて、よく考えろと諭していた警察官もいました。まさに鬼手仏心という言葉どおり、非常に厳しくもあり、温かい組織であった中で、こうしたパワーハラスメントによって命を絶つという案件があったことは本当に残念でなりませんし、誠に遺憾に思います。

その上でお話をさせていただきますが、ここは近い交番でしたから、私も取材したことがあり、大体どんなところかはわかっておりますが、今回、自殺があってパワーハラスメントと認定したということではありますが、調査では当該案件だけを見たのか、つまりそういう人は前からやっているのではないかと思うのですが、そういったことも含めて調査をしたのかどうかお尋ねしたいと思っております。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 職員が以前にもパワーハラスメント的な行為を行ったことがあるかどうかを含めた上で、調査をしたのかという趣旨の御質問と理解いたしますけれども、事案発生後に当然本人からも詳しく事情を聞きまし、周囲の者からも聞き取りを行っております。また、人事上、当該職員に係るさまざまな勤務状況等を把握した上で、過去にそのような言動や行動があったのかどうかということにつきましては、勤務上のこととはいえ、極めて個人の素質、性向に係る部分でございますので、詳細についてこの場でお答えするのは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもそのような傾向のある年代層というのも一般的にあるのだろうと考えております。現在におきましても、昨今の若年層の考え方と50代前後ぐらいの中老年層が若かったころ指導を受けたときの考え方にギャップ等があることも一般論としてはあろうかと思っております。そういったこともトータルで考え、上司になる者とその部下につく者それぞれがそれぞれの年代の考え方やそれまで勤務してきた背景等も考慮しながら、お互い理解し合うように取り組んでいくことが必要だと考えております。そういったことを含めまして、当該職員のこれまでの勤務状況や職員に対する接し方などについて、当時の調査で聞き取りを行っております。

○岩淵誠委員 今の答弁がわかりづらいのだけれども、一つ引っかかったのが当該〇〇〇〇の性格ではなくて、年代という言葉が出てきました。確かに私も皆さんも昭和の最後からぐらいの年代の方だと思うので、雰囲気はわかります。だけれども、それを問題にするのですか。個人ではなくて、年代を問題にしているのですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 先ほど私が申し上げましたのは、あくまで一般論でございます。年代にかかわらず個人の性格というものがあろうかと考えております。ただし、その年代にありがちな傾向としての特性というのものもあるのではないかとという趣旨でお答えしたものであります。

○岩淵誠委員 警察には職員もたくさんいて、〇〇〇〇もいろいろな人がいます。人事において、特に交番の配置は大変気を使うものだ聞いたことがあります。当該交番は、それなりに人がいますし、亡くなった〇〇〇〇も〇〇〇〇拜命3年目ということですから、恐らく警察学校を終わって1年目とか2年目で、まだ指導が必要なところであったと思います。そして、この〇〇〇〇は指導に当たる立場の人間で、もともとそういう傾向があるのであれば、警部補または地域課長がそれを把握して、人事上の配慮が当然あるものだろうと思うわけですが、そういったものがあつたのかどうか、お示しいただければと思います。

○加藤警務部参事官兼警務課長 本人の性向と人事上の配置に関することではありますが、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、指導上の問題点や人格的な問題があれば、本来上司によって把握され、警務課に情報が上がってきて、人事上の配慮がなされる。もしくは所属内で対応できるのであれば、配置がえやその他適正配置でこのような事案を防止する措置が取られるべきでありましたが、今回の事案では、指導の範囲を超えた誤った

指導が行われているという情報が交番所長でとどまって、本署に上がってこなかったところに問題があると考えております。適切に報告が上がってきていれば、速やかな配置がえ、あるいは班の組かえといった対応できていたものと思いますが、そのような措置に至らなかったことが今回の原因の一因になっていると理解しております。

○**岩淵誠委員** 交番の中でとどまって、本署に報告が上がらないのは、組織の問題なのか、属人的な問題なのか、それをよく分析しなければいけません、私は組織の問題だと思います。そういったことからすれば、やはり本人も含めて監督責任としての懲罰が必要であると思いますが、今回の懲罰になっていないですから、率直に甘いのではないかと思っています。

令和2年6月から懲戒処分にハラスメントを追加をしたとのことであり、恐らく県警察には基準を大きく改善したという認識があるのだと思いますが、現在の基準に照らした場合、当該職員を初め監督者に対する処分を行うとすればどうなるものになりますか。

○**熊谷警務部参事官兼首席監察官** 仮定の御質問でございますので、一般論でしかお話しできませんけれども、監察の処分に関しましては、厳正に調査を行った上で、事実関係に即して判断を行うものでございます。処分の量定に関しましては、単純に定められた項目に該当するかどうかだけではなく、本人がその事案にどれほど職務上のかかわりがあるのか、あるいは悪質なのか、そうでないのかといったことを総合的に考慮して決めるものでございます。臆測に基づいて厳しい処分を下すわけにもいきませんし、その時々に応じて決めるほかございませんので、そういうことで御理解をお願いいたします。

○**岩淵誠委員** ちゃんと調査したと言っているわけだから、この事案の場合の比較はできるはず。仮定の話に答えられないのはわかりますけれども、基準を変えているのだから、こういう懲罰に当たるという認識がないと、仕組みを変えても運用が変わっていないと言われたらしょうがないです。これは指摘にとどめます。

もう一つ、再発防止策として、ハラスメント相談電話と匿名投稿システムを設け、それぞれ対応しているとのことですが、どのぐらいの相談件数があったのかお示してください。

○**加藤警務部参事官兼警務課長** 初めに、ハラスメント相談電話での受理状況でございますが、令和元年6月1日から開始しておりまして、この年の12月までに1件、パワーハラスメントとして相談を受けております。令和2年につきましては、ゼロ件となっております。令和3年につきましては4件、このうちパワーハラスメントとして相談を受けたものは1件、令和4年は7件、このうちパワーハラスメントとして相談を受けたものは1件、令和5年10月末現在につきましては、全部で16件、このうちパワーハラスメントに関する相談は3件となっております。個別の案件の詳細につきましては、答弁を差し控えますが、内容としましては職務執行に関する叱責や厳しい指導といった精神的な攻撃によるパワーハラスメントに関する相談が多くなっているところでございます。

次に、匿名投稿システムの運用状況でございます。令和3年9月から12月までの4カ月間につきましては5件、このうちパワーハラスメントに関する投稿が2件、令和4年につ

きましては23件、そのうちパワーハラスメントに関する投稿が16件、それから令和5年10月末現在でございますが、全部で17件、このうちパワーハラスメントに関する投稿が15件となっております。その内訳につきましても、先ほどと同じように、職務執行に関する叱責や厳しい指導といった精神的な攻撃によるパワーハラスメントに関する相談が多くを占めている状況にあります。

○**岩渕誠委員** 県警察として、このシステムは機能していると考えていますか。

○**加藤警務部参事官兼警務課長** 相談件数の増加イコール、懲戒処分の対象となるようなパワーハラスメントの増加ということではなく、ハラスメント相談電話や匿名投稿システムを整備した結果、現場サイドから声を上げやすい環境になった、あるいは繰り返しの指導や教養によって、ハラスメントに対する正しい理解が広まったものと理解しております。なお、ハラスメントの全てがパワーハラスメントに該当したかということについては、該当したものもございますけれども、ハラスメントに発展するおそれのあるといった早期の段階で認知されたものもふえております。そのような場合でも調査を行い、所属長を通じて、あるいは本人に対して直接指導も行っているところでございまして、ハラスメントの発生やエスカレートの防止に相当の効果を発揮しつつあるものと認識しております。

○**岩渕誠委員** 相談しやすい環境というのはいいでしょう。問題は、相談したことが結果としてどうなったのかというのが機能していないと、たちまち形骸化するわけでありまして、コミュニケーションで解決する場合もあるだろうし、懲罰や指導をもってやらなければいけない場合もあるだろうと思います。相談があったことに対し、どのような処理をしたか詳細をお示してください。

○**加藤警務部参事官兼警務課長** 相談を受理した全ての案件につきまして、県警察本部警務課が調査に入っております。一番大切にしているのは、申し出た職員に対する聞き取りでございまして、本当に軽微なものであれば別ですが、疑われる事案の場合は、その段階で県警察本部が直接本人と接触して、しっかりと概要を把握するようにしております。また、必要に応じて周りの職員からも聞き取りを行い、ハラスメント行為の有無や詳細を厳正に判断しているところでございます。その上で、懲戒処分、監督上の措置、または本部長注意などに該当する事案のものは、警務課だけでなく、当初からそういった取り締まりを担当しております監察課と連携して調査に当たることもございます。調査結果につきましては、ハラスメントに該当しないものであっても本人にきちんと説明して理解を得ておりますし、ハラスメントに該当する事案であれば、その内容に応じて懲戒処分等の措置を行っているところでございます。

○**岩渕誠委員** では、その中には、ハラスメントと認定されるような事案が数件あったと理解していいですか。

○**加藤警務部参事官兼警務課長** 令和元年以降の状況でございますけれども、令和元年につきましては、パワーハラスメントとして相談を受けた15件のうち実際にパワーハラスメントと認定したものは8件、令和2年につきましては相談を受けた9件のうち4件、令和

3年につきましては相談を受けた14件のうち6件、令和4年につきましては相談を受けた12件のうち2件、それから令和5年10月末現在では、個別相談や相談電話、匿名投稿システム全てを含めて11件の相談を受けておりました、そのうちパワーハラスメントと認定したものは2件という推移になっております。

○**岩淵誠委員** ハラスメントは、世の中のルールなどいろいろなことが変わってきていますから、私も含めてみんな注意をしなければいけないと思います。

一方で、今のお話を聞くと、こういう重大事案があったにもかかわらず、まだ毎年あるということです。これについて、どのような認識をお持ちか、警務部長にお伺いします。

○**天野警務部長** ほかにパワーハラスメントとして認定されたものがあることについて、パワーハラスメントを禁止する規定をつくり、指導や教養を行い、相談しやすい体制も整えてきているところでもありますけれども、引き続き職員の意識啓発に努め、誤った指導を行う職員が出ることをないよう、働きやすい職場づくりを進めていく必要があると考えております。

○**岩淵誠委員** 今の実態をお聞きすると、県警察のハラスメントに対する改善に向けた取り組みはまだ道半ばであるし、残念ですけれども、そういう雰囲気は依然としてまだあるというのが実態なのだろうと思います。取り組みの原点は、一人の死から出発しているわけですが、警察官の多くは被害者の心情に寄り添って、その無念を晴らすために日夜御奮闘いただいております。まさに鬼手仏心の組織であるべき中で、内部がそういう状況になっていることを重く受けとめていただきたいと思います。

警察内部の機関誌だったと思いますが、赤い門灯というのがありました。交番の皆さんの活躍を載せているもので、赤い門灯というのは地域の安心の証拠という意味だったと思います。交番というのは県民にとって一番身近で安心、安全のとりででありますから、そういうところで起きた事件から5年たってもなくならないということは、やはりもう一度深い反省が必要なのではないかと思います。

一人の若い命が奪われ、8,000万円に及ぶ支払いが生じることは、二重の損害であると思っております。法律上、退職金の返還請求はなかなか厳しいと思っておりますので、先ほど佐々木朋和委員からも話がありましたけれども、パワーハラスメントを行った者に対しての損害賠償請求について、たしか令和2年に民法が変わって求償権の時効も長くなっていますから、そのことをしっかり踏まえてやっていただきたいと思います。

○**名須川晋委員** 今岩淵誠委員から話のあったパワーハラスメントの認知件数に関連して、病休または休職者数について、その理由も把握されていれば、過去5年ほどで結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

○**加藤警務部参事官兼警務課長** 10月末現在で休業している職員の数につきましては、20名となっております。このうち精神疾患が原因で休業しているのは、県警察全体で15名、休業者に占める割合は75%となっております。15名のうち、分限処分により休職に至っている職員は8名となっております。なお、この8名のうち、ハラスメントの認定を受けて

休業に至った職員は把握されておりません。

○名須川晋委員 把握されていないということですね。

○加藤警務部参事官兼警務課長 はい。

○名須川晋委員 城内愛彦委員が冒頭で質問されたお話でございますが、お亡くなりになられた方と御父母のお名前も記載されているわけですが、どうもこの敬称略というのは非常に違和感があります。果たしてどちらが加害者なのか被害者なのかわからない状況になっており、お亡くなりになられた方への尊厳が全く感じられないので、私は様とか氏をつけるべきだと思うのです。損害賠償の案件についても敬称が全くないので、私は以前から違和感を感じており、特にこの件は一般的な感覚からすればあり得ないのではないかと思うわけでありまして、行政文書の中で敬称の取り扱いはどのようになっているのでしょうか。

○佐藤財政課総括課長 政令に従ってこういった形で記載をしていますが、確かに名須川晋委員御指摘のとおり、記載の仕方については今後考えていく必要があると思っています。

○名須川晋委員 せめて氏とか、できれば様とか、敬称をつけるべきだと思いますので、今後の改善について要望して終わります。

○ハクセル美穂子委員 文教委員会でもこういう事案があり、私も毎回、本当に心を痛めましたし、亡くなられた方に対し、心から御冥福をお祈りします。また、御両親も本当に大変だっただろうと拝察します。

これまでの質疑の中で、今後の取り組みについてお話しいただき、この5年間内部の中でもどうしたらいいのかということを含めてみんなで考えてきたのだろうと思います。一方で、被害者だけではなく、加害者を出さない取り組みもしていけないと、本当の意味で再発防止というのはなかなか難しいのではないかと思います。特に警察官は、日々私たちの目に触れないような大変な事案を取り扱っていて、精神的な負荷値も非常に高く、また上司になればなつたで、下の者を指導したり、組織としてきちんとしていくための負荷も高まってくるので、警察官や自衛官の中にはPTSDを持っていらっしゃるやったり、先ほどの報告でありましたけれども、精神的な疾患を発症されている方もいらっしゃるのだと思います。そういった中でどういう場合に加害者になるかということは、恐らく誰も予測できないのではないかと思いますので、加害者を出さないために、日ごろからストレスを軽減させるような取り組みが必要なのではないかと私は思っているのですが、この5年間の中でそういった取り組みは考えられてきたのか、お伺いしたいと思います。

○加藤警務部参事官兼警務課長 以前から、パワーハラスメントを含めたハラスメントの防止に関する指導や教養は行ってきたところでございますが、近年、パワーハラスメントと認定されたもの、あるいは相談を受けた案件の状況を見ますと、相談者が20代で、採用後の初任教養を受け、警察学校を卒業して、現場実習に行つて、再度教養を受けて、また現場実習をやつて、一定の期間を終了した後一人の警察官として単独で職務執行できるようになった者が相談の当事者になっております。一方で、全てではないのですが、50代

前後で若手職員の直属の上司もしくは専任者に当たる職員が当事者となっているケースが目立っている状況でございます。以前から言われておりますけれども、ハラスメントの防止には風通しのいい職場づくりというのが一番大事なところでございますが、例えばベテラン職員と若手職員の双方が互いに自分の考えを理解してくれない、あるいは自由に意見を言えないなどといった不満を抱いているなど、相互理解またはコミュニケーションの不足に起因しているケースも見られております。

このような状況を改善するため、各所属の次長や副署長、あるいは指導する側、される側の直属の上司を含めて、全職員の心理的安全性を確保するため、指導上の配慮事項や具体的方策に関する研修を実施するなどしているところでございます。また、これまでは女性職員だけとか、同じ役職層だけで行っていたものを、監督者がいる下でお互いに意思疎通が図れるよう世代をまたいだグループ検討も行っているところでございます。

良好な職場環境づくりには、双方のコミュニケーションが必要不可欠であるという認識のもと、これをやれば絶対大丈夫という取り組みはないのですが、世の中の動きや民間企業の取り組みも参考にしながら、ハラスメントの根絶に努めてまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員 取り組んでいらっしゃる内容はわかりましたが、私はカウンセリングなどをきちんと行うことも必要だと思っています。学校にスクールカウンセラーが配置され始めたときにもそういったことがあって、発達障がいの子供や生徒だけでなく、指導する先生方もカウンセリングを受けられる体制にしている学校に視察で行ったときに、先生と生徒が半々ぐらいでカウンセリングを受け、活用されていまして。指導するほうもかなり大変な思いをしながらやっている部分があって、50代で、家庭でも職場でも本音で悩みが言えない方もいらっしゃると思いますし、そういうのが違う形で出てきてしまうパターンもあると思います。そういう方々の悩みをきちんと聞くことができる第三者的な立場の方を取り入れるのも、加害者を出さない取り組みとして機能するのではないかと思います。海外の警察や軍隊でもそういうのを取り入れているところがありますので、ぜひ参考にしながら取り組んでいただきたいと思っています。

もう一点は、組織としてこの事案を忘れず、ずっと継承して行って、再発防止を図るといった取り組みもあると思いますが、そういったことも始めているのか確認したいと思っております。

○加藤警務部参事官兼警務課長 本事案を受けての取り組みでございますが、事例については警察官にも広く周知しているところでございます。今回の御審議を踏まえまして、どういう問題が必要なのかというところも踏まえまして、今後のグループ検討を行い、ハラスメントの根絶を図っていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 参考までに、私の町では全日本空輸の飛行機が50年ぐらい前に墜落しまして、自衛官と全日本空輸の職員が33年間、毎年その現場を参拝されていまして。

今慰霊祭は終わりましたが、その後もずっと、この事故を忘れないことが再発防止に寄与するというので、毎年お掃除とか参拝に来て取り組みを続けられています。そういった方々の思いが繋がって、その後は事故が起きていないという話も聞いておりますので、〇〇〇〇さんが亡くなられた事実を警察の中でいつまでも教訓として、二度と再発させないという思いをつなげていくことが非常に重要だと思います。ハラスメント防止月間などやり方はいろいろとあると思いますが、そういった取り組みも、組織としてぜひやっていただきたいと思いますので、そのことをお願いして終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第23号の当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の93ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてであります。令和6年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額105億円の範囲内で販売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、令和6年度における発売額105億円の考え方ですが、これは令和5年度における本県の発売計画額約96億4,000万円を基に、本年10月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された令和6年度の全国の発売計画などを考慮して設定したものであります。

以上で説明終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 11 号免税軽油制度の継続を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○今野税務課総括課長 受理番号第 11 号免税軽油制度の継続を求める請願につきまして、資料により説明させていただきます。

まず、軽油引取税の課税免除、いわゆる免税軽油の制度の趣旨についてであります。政策的配慮から一定の用途、具体的には農林業、船舶、索道などで使用される場合について、1 リットル当たり 32.1 円の軽油引取税を免除するものでございます。

経過につきましては、平成 20 年度以前は、軽油引取税が道路目的税とされていたことから、免税軽油は道路の使用に直接関係しない用途が対象とされ、特に期限は設けられておりませんでした。平成 21 年 4 月に軽油引取税が普通税に改められた際、石油化学製品の原材料となる軽油については引き続き免税となり、それ以外の用途に使用する軽油についても政策的配慮から 3 年間の時限措置として免税制度が継続されております。その後、3 年ごとに対象用途を縮小しつつ適用期間が延長され、今日に至っているものであります。

次に、課税免除の実施状況ですが、令和 4 年度の実績としまして、本県では 7,450 者に対し、税額にして約 10 億 1,000 万円を免税しております。用途別の状況は、表に記載したとおりでございます。

この制度の今後の取り扱いにつきましては、国において令和 6 年度税制改正に向けての検討が行われるものと考えております。以上で説明を終わります。

○千葉秀幸委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉秀幸委員長 お諮りいたします。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 12 号安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対し地域公共交通を守る施策の推進を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○山田地域交通課長 受理番号第 12 号安全・安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対し地域公共交通を守る施策の推進を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

まず、1 のライドシェアについてであります。1 のライドシェアの概要のとおり、国土交通省によりますと、ライドシェアは自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、運転者と乗客をスマートフォンのアプリ等で仲介するもので、運行管理や車両整備等に責任の主体を置かないまま、自動車の運転者のみが運送責任を負う形態を前提としておりまして、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるとされているところでございます。

下の箱囲みに道路運送法を抜粋しておりますけれども、同法第 78 条におきまして、一部の場合を除き自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないとされておりまして、ライドシェアはいわゆる白タク行為に当たるとされております。

一方で、バス、タクシー事業によることが困難な場合で、地域の関係者が必要であると合意した場合に限り、市町村などによる自家用車を使用した有償の旅客運送が認められております。

2 ページをお開き願います。(2)は、ライドシェアに関する国の動向について記載して

おります。令和5年11月13日と30日、国の規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループにおきまして、複数委員の連名により自家用有償旅客運送制度の適用範囲の拡大や、ライドシェアを位置づける新たな法律の制定などについて意見が提出され、議論されているところでございます。また、令和5年11月22日、デジタル行財政改革会議におきまして、首相がライドシェアに関し年末に検討結果を報告するよう指示したと承知しているところでございます。

次に、2の国の地域公共交通の維持・確保に向けた主な施策についてであります。⑴の地域公共交通確保維持改善事業につきましては、地域間幹線系統補助として、いわゆる国庫補助路線の運行欠損額などに対する補助や地域内フィーダー系統補助として、国庫補助路線に接続する支線の運行欠損額に対する補助などが行われております。

また、⑵の地域公共交通再構築事業につきましては、鉄道施設やバス施設の整備に対して交付金を交付するものとされているところでございます。以上で説明を終わります。

○千葉秀幸委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○岩渕誠委員 このライドシェアに関しては、安全性とか競合といったところがすっ飛ばされて唐突に国で議論が進められてきた話でありますし、規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループという全く筋違いなところから出てきたものだと思います。この請願も的を射たものだと私は理解しているのですが、今も例外的に自家用有償旅客運送が認められているケースがあるということで、実際にはどの程度あるのでしょうか。

○山田地域交通課長 県内での自家用有償旅客運送の導入状況について説明させていただきます。

交通空白地有償運送は、住民や観光旅客等の輸送を行うために、輸送が困難な交通空白地について行われているものでございます。これにつきましては、県内で23件、市町村で14件、NPO法人等で9件行われていると承知しております。

また、単身で交通機関を利用できない障がい者等を対象に個別輸送を行う福祉有償運送につきましては、NPO法人等で25件行われていると承知しております。

○岩渕誠委員 実際にはバスやタクシー、デマンド交通などいろいろなところでさまざまやっているのだけれども、安全性や代替の措置がないので、極めて限定的にやっているものであって、ライドシェアをやってしまうと、無秩序にどこでもやっていいという話になると思うのです。やるのであれば安全性を確保しなければいけないのですが、有償旅客運送が認められている場合には、運用上どのような配慮がなされているのか教えてください。

○山田地域交通課長 安全性の部分でございますが、安全管理体制をしっかりとしなければなりませんので、責任者を置いたり、保険に入るなど、国土交通省に届け出す必要がございます。

○岩渕誠委員 第二種免許は要件になかったと思いますが、運用上はどうなっていますか。

○山田地域交通課長 第二種免許につきましては、タクシー事業のために行われているものでございまして、私どものほうで詳しく存じ上げておりませんが、規制改革推進

会議の地域産業活性化ワーキンググループでは、第二種免許の取得につきましても要件化を行うべきではないかという議論がなされていると聞いております。具体的には、この施設はどこにあるかといった地理試験やルートもカーナビゲーション等で代替できるのではないかと、そういった議論がなされていると承知しているところでございます。

○岩渕誠委員 今のライドシェアの状況として、安全面の配慮が全く議論になっていない。しっかりとしたものが見えてこないし、個人で対応できるような保険はあるのかとか、非常に懸念されるところがたくさんあります。昔代行運転のA B間輸送の問題があったときに、岩手県でも、第二種免許を持っていない代行運転のアルバイトが冬場に国道4号線で交通事故を起こして、保険を払うのが大変だったということがあり、それをきっかけに第二種免許を要件化するなどいろいろあったのです。今の状況では犠牲を払ってからでないとか何かが始まらないような仕組みだと思しますので、私はこの請願に賛成することを表明して終わります。

○ハクセル美穂子委員 今回の請願は安全、安心を無視した無秩序なライドシェアの導入に反対ということですが、ライドシェアにもさまざまな種類があると思いますし、そういう議論が今なされているところだと思います。国の議論の中でも、海外で行われているライドシェアをそのまま日本に導入するというものだけではなくて、タクシー事業の規制を緩和しつつ、二つ目の事業としてやる考え方とか、公共交通機関がないところでNPO法人が対応するやり方とか、規制改革推進会議でもさまざま検討されていて、この間意見が出てきたところです。県としてはこのライドシェアについて、どのような形で今後考えていくのか、現時点で方向性のようなものはあるのかお聞きしたいと思います。

○山田地域交通課長 ライドシェアにつきましては、今ハクセル美穂子委員から御指摘いただきましたとおり、定義が明確でないところもございます。また、国土交通省によりますと、先ほど御説明したように、白タク行為に当たるということで禁止されているところでございます。そのように、具体的な制度がない中で、今後どのような形で考えていくかということにつきましては、今後の規制改革推進会議等での議論になりますが、県といたしましても国の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 もう一つ、私が気になっているのは、達増拓也知事のマニフェストプラス39の中の32に、ライドシェアを推進するというのがあるのです。ですので、ライドシェアやMa a Sなども使いながら、県内でさまざまな可能性を模索していく4年間になるのではないかと考えておまして、その点との整合性もあり、ライドシェアを最初から反対するのはどうなのかと考えております。

そして、バスやタクシーを駆逐するという文面もありましたけれども、県内の過疎地域ではバス路線が廃止になったり、タクシーの運転士不足も非常に大きな課題になっています。私の地域でも、23時以降はタクシーを呼んでも来ないということが実際に起こっておりますので、今後の地域公共交通の可能性を狭めるようなことはよくないのではないかと考えております。きちんと安全性を確保した日本版のライドシェアというものを、こ

れからさらに議論していく局面に入っていくのではないかと思いますので、頭ごなしにライドシェアを反対するのはいかがなものかと思っており、様子を見るという意味で私は継続審査にするべきではないかと思っています。最後に、達増拓也知事のマニフェストプラス 39 に入っていることについて、県はこれから検討する予定なのかお聞きしたいと思います。

○熊谷ふるさと振興部長 ライドシェアについては、先ほど交通政策室から説明したとおり、国の定義がまだはっきりしておらず、安全面の議論が今まさになされているところです。一方で、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、岩手県民の足を守る一つの手段になり得るものですので、法規制がきちんとできて安全性が担保された上で、公共交通の不足部分を補っていただく役割として将来期待されるものと思います。そのことにつきましては、私どもも国の議論の状況を十分見極めて、県内においてどのような形で対応できるのか、検討してまいりたいと思っています。

○ハクセル美穂子委員 可能性があるものですし、自動運転の実装がスタートするまで時間もあるということで、タクシーの運転士不足や過疎地域でのバス路線の廃止などを支えるような事業になっていくのではないかと思うので、継続審査で様子を見るのがいいのではないかと考えております。そのことを意見として申し上げて終わりにしたいと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 採択と継続との意見がありました。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉秀幸委員長 この原案について御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から岩手県産業廃棄物税条例の施行状況と制度の継続についてほか3件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの4件の報告後に報告に対する質疑をまとめて行い、その後、委員からのこの際発言としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○今野税務課総括課長 岩手県産業廃棄物税条例の施行状況の検討結果と今後の取り扱いについて、資料により御説明いたします。

まず、1、趣旨ですが、本県では平成16年1月から産業廃棄物税を導入しており、岩手県産業廃棄物税条例に基づき、施行後5年をめぐりとして条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしております。本年度が平成20年度、平成25年度及び平成30年度に続いて4回目の検討年度となっていることから、施行状況及び今後の取り扱いについて報告するものでございます。

次に、2、産業廃棄物税の概要ですが、最終処分場への産業廃棄物の搬入量に応じて、1トン当たり1,000円の税率を課しており、令和4年度実績では約8,200万円の税収となっております。

次に、3、施行状況の検討結果について、2ページの図1をごらんください。東日本大震災津波以降、産業廃棄物の排出量は増加傾向にありましたが、平成25年度をピークに減少に転じております。また、最終処分量は、平成27年度以降、減少傾向が続いておりましたが、平成30年度に再び増加し、以降ほぼ横ばいの状況となっております。

次に、右の図2、産業廃棄物の再生利用率及び最終処分量の推移をごらんください。青い線の再生利用率は、排出量の増減に合わせて50から60%台で推移しておりますが、赤い線の最終処分量はほぼ3%台で推移しており、産業廃棄物税が最終処分量の抑制に一定の効果があるものと考えております。

ページをお戻りいただきまして、3、施工状況の検討結果の(3)、北東北3県における

産業廃棄物税の状況について、産業廃棄物税を本県と同時に導入しました青森県及び秋田県では、同税を継続することとしております。自県内処理の原則のもと、両県と歩調を合わせ、施策を展開していく必要があると考えております。

次のページの4、今後の方向性ですが、環境生活部における検討結果を踏まえ、引き続き税制度を継続する方向で検討しており、前回同様の規定により、令和6年2月定例会におきまして、総務部において条例改正案を提案することを考えております。以上で説明を終わります。

○山田地域交通課長 岩手県地域公共交通計画(素案)の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料の岩手県地域公共交通計画(素案)の概要についてをごらん願います。

まず、1、岩手県地域公共交通計画についてであります。本県の地域公共交通は、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症による利用者減少からの回復のおくれ、燃料費高騰、運転士不足の深刻化などにより、その維持、確保に懸念が生じております。このような状況を踏まえまして、本年度末で期間が終了する岩手県地域公共交通網形成計画の次の計画となります。岩手県地域公共交通計画を策定しようとするものです。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、国、県、市町村、学識経験者、交通事業者などを委員とした法定協議会により協議を行っております。

次に、2、計画(素案)の概要についてであります。計画期間は令和6年度から10年度までの5年間、計画区域は県全域としております。

また、基本方針になりますが、1で申し上げた現状やさまざまな課題を踏まえ、箱囲みに記載の①から③までの三つの基本方針と、後ほど説明いたします五つの目標としてまとめまして、目指すべき将来像として復興や人口減少、社会情勢の変化を踏まえ、広大な県土の移動を実現する持続可能な交通体系の構築を掲げたところであります。

次に、3、策定スケジュールについてであります。表の上から3行目になりますが、本日計画素案について説明させていただきました後、月末までに法定協議会を開催し、計画素案について協議することとしております。その後、本日の総務委員会や法定協議会で出された意見などを踏まえた上でパブリックコメントを実施し、翌年3月の法定協議会において最終案を決定し、2月定例会の総務委員会で御説明させていただきたいと考えているところでございます。

次に、紙ではA3の資料、データではカラー横の資料によりまして、計画の概要について御説明申し上げます。まず、左上の上位関連計画における地域公共交通の位置づけについてであります。いわて県民計画(2019~2028)において地域の暮らしを支える公共交通を守ることを掲げておりまして、この方向と整合性を図りつつ計画を策定することとしております。

次に、その右欄の本計画を検討する上で必要な本県の特徴に対する視点でございますが、一つ目の地勢の視点では、本県は広く、日常生活でも広域移動が多いこと。次の人口・流

動の視点では、人口減少や高齢化の進行、生活様式の変化により移動需要が多様化していること。三つ目の社会情勢の視点では、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少とその回復のおくれ、燃料費高騰の長期化、運転士不足が深刻化していること。四つ目のまちづくりの視点では、都市計画との整合や復興道路全線開通、世界遺産などの観光資源やニューヨークタイムズによる盛岡市の紹介などに着目しております。

また、その右になりますが、各種アンケートや現行計画の施策評価結果の分析の視点や、自動車運転者の改善基準告示の改正などの法制度や国の動向も取り上げたところでございます。

下の表の左側になりますが、これらを踏まえ、六つの課題として整理しております。課題1として、社会情勢の変化や移動需要に対応した地域公共交通の適切な維持・確保。課題2といたしまして、バス運転士不足のさらなる深刻化のおそれ。課題3として、バス補助制度の特例措置終了による維持困難路線拡大のおそれ。課題4といたしまして、公共交通のさらなる利用増に向けた県民の多様な移動需要への対応。課題5として、交通DX・GXによる利便性・持続可能性・生産性の向上。課題6として、地域公共交通の利用促進と県民意識の醸成ということで掲げております。計画（素案）の中では、各課題項目について現状や課題を分析いたしまして、各課題に対応した方向性を掲げ、その方向性をいわて県民計画（2019～2028）における地域公共交通の位置づけを踏まえまして、三つの基本方針として整理しております。

表の一番右側になりますが、まず基本方針(1)、広大な県土の移動を実現する広域移動の維持・確保であります。次に、基本方針(2)、人口減少や利用者需要の変化を踏まえた持続的で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成についてであります。それから、基本方針(3)、行政・交通事業者・他分野間の連携やDX・GXの推進による地域公共交通の活性化でございます。それぞれ目標を掲げ、五つの目標を掲げております。この体制づくりといたしまして、市町村への技術的な支援を計画に盛り込むこととしております。

次のページをごらんください。計画において取り組むべき内容として、3、計画の目標において、ただいま申し上げた目標ごとの指標と目標値、4、実施事業においては目標ごとの実施事業を記載しております。

まず、3、計画の目標でございますが、先ほど説明しました基本方針や目標に対しましてそれぞれ指標を定めており、現況値を令和4年度、目標値を令和10年度にしております。

主なものについて御説明申し上げます。まず、目標①は、広域的な公共交通の適切な維持・確保です。指標といたしましては、新型コロナウイルス感染症で減少した指標1、第三セクター鉄道、バスの一人当たりの年間利用回数を令和10年度に16.8回とする目標としております。また、指標3、広域的なバス路線1路線当たりの平均乗車密度を3.2人にまで回復させることを目標としており、人口減少を踏まえながら、コロナ禍以前の水準に回復させることとしております。

続きまして、目標②、地域公共交通サービスを支える運営基盤の強化は、指標7、バス

運転士の新規確保人数を指標としておりまして、現在の運転士を増員するため、過去5年間の離職率に基づきまして、令和10年度までの5年間の累計で330人の確保を目標としております。

目標⑤でございます。多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進と環境整備につきましては、指標11として各地域等の公共交通利用促進実施事業者数を令和10年度までの5年間で5事業者増加させ、39事業者とすることを目標としております。また、指標13、バス路線活性化検討会実施路線割合は、補助路線ごとに関係者で実施している利用促進等の検討を引き続き全路線で実施することを目標としております。

続きまして、資料右側の4、実施事業であります。こちらにも主なものを説明させていただきます。目標①につきましては、事業1として広域バス路線に対する国、県、市町村による支援、事業2として市町村の広域的な補助路線代替交通や、市町村地域公共交通計画等の策定を支援することとしております。

次に、目標②につきましては、事業3としてバス事業者などによる運転士の確保に向けた待遇改善や広報等の実施、事業4としまして国、県、市町村が運転士の確保に対する支援を実施することとしております。

目標⑤につきましては、事業8として交通事業者間や観光など他分野と連携した利用促進を行うこととしております。

飛びまして、事業13や14といたしまして、人流ビッグデータやAIデマンド交通などの新技術を活用した地域公共交通の推進や、交通系ICカードの導入推進など、交通DXによる利便性向上などを行うこととしております。

事業15といたしまして、電気バス、タクシー車両などの導入の推進や、環境負荷軽減の観点からの公共交通利用の意識醸成により交通DXを推進することとしております。

最後に、これらの事業実施を下支えするための体制づくりといたしまして、地域公共交通の関係者が連携して協議、調整を行う場の設定や、市町村への有識者の派遣、市町村向けの研修会の実施などを行うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○佐藤科学技術課長 岩手県知的財産活用推進プランの策定について御説明申し上げます。

お手元の資料の岩手県知的財産活用推進プランの策定についてごらん願います。まず、1、策定しようとする計画の概要についてであります。この計画はいわて県民計画(2019～2028)と岩手県科学技術イノベーション指針に掲げる基本目標の達成に向けて、知的財産に関する施策展開の方向性を定めるもので、計画期間を令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

次に、2、本計画のポイントについてであります。県として知的財産に関する施策を主導的に進める姿勢を示すために、名称を促進プランから推進プランに改めるほか、特許出願等のデータであるとか、有識者からの意見等を基に現状や課題を改めて整理し、本県

が特に力を入れて取り組んでいく施策を明確化するなど、施策体系の見直しを図っております。

2ページをお開き願います。次に、3、最終案の概要についてであります。本県の知的財産を取り巻く現状と課題として、知的財産を固有の資源として企業経営等に生かすという意識、いわゆる知財マインドの向上に向けた普及啓発、産学官金が連携した知的財産の創出支援、権利の活用を見据えた戦略的な知財創出と取得権利の強化等による活用の推進を挙げております。

目指す姿として、県や産学官金の関係機関が連携し、知的財産の戦略的な創造、適切な保護、強化と効果的な活用を通じて、新たな価値を創造するという知財エコシステムの構築によってイノベーションの創出を図り、もって地域振興に資することを掲げております。

推進する施策についてであります。現状と課題から導き出されたものとして、知財マインドの向上のための普及啓発及び人材育成、関係機関と連携した知的財産の創出支援、知的財産の保護、強化、活用や地域ブランドの推進の三つを挙げております。

評価指標につきましては、知的財産の活用に係る取り組みの進捗状況を定期的かつ定量的に評価するため、セミナー等の知財啓発事業の実施件数を年6回、特許等の出願件数を年448件、大学等の高等教育機関及び公設試における特許等の実施件数を4年間の累計で554件と設定しております。

今後、本プランに基づき、関係機関と連携を図り、知的財産の活用による地域振興に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○木村県民安全課長 この際、(仮称)犯罪被害者等支援条例骨子案について、お配りしている資料により御説明させていただきます。

お手元に配付の資料1ページをごらんください。1の条例制定の趣旨についてですが、誰もが犯罪等の被害により犯罪被害者となり得る状況にある中、本県では平成19年4月施行の岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例、岩手県犯罪被害者等支援指針で示した支援の基本的な考え方や施策の方向性と総合的な体系に基づき、市町村、関係団体と連携して取り組んできたところです。

犯罪被害者等の支援に当たっては、国、県、市町村のほか、医療機関や民間支援団体等、多様な主体が協力して取り組むことが重要ですが、現状は必ずしも各主体の連携協力が十分でなく、必要な支援が届きにくいこともあります。また、インターネット等による誹謗中傷などの二次被害への対応や中長期的な支援など、さらなる支援の充実が求められています。

こうしたことを踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害を回復、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、2の条例制定の背景、必要性についてでございますが、(1)の背景として、アに

記載のとおり、本県でも殺人や強盗等の凶悪犯罪は毎年一定数発生しており、またストーカー行為や配偶者暴力などの認知数は高どまりの傾向にあります。

また、イの二次被害について、犯罪等による被害を受けた後に周囲の理解または配慮に欠ける言動や、インターネット等により行われる誹謗中傷等のいわゆる二次被害が社会問題となっており、県内においても二次被害の相談は近年増加傾向にあります。

ウの支援に係る体制構築・連携強化について、市町村や民間支援団体への支援、また犯罪被害者等が必要とする支援を行うためには、有識者等の意見を施策に反映する仕組み及び定期的な見直しを行う仕組みの構築が必要です。

こうしたことから、(2)の対応の方向性は大きく2点であり、アの犯罪被害者等支援に係る計画の策定について、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができる体制を整備するため、支援にかかわる各主体の役割や施策の方向性、具体的な支援施策を一つの計画にまとめ、各主体が一体となって施策を推進するとともに、毎年度進捗管理及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

2ページをお開きください。イの審議会の設置について、支援に係る計画の策定や必要な支援施策について、専門的な見地から調査審議を行う附属機関として、関係機関・団体、有識者及び犯罪被害者等支援に関係する者により構成する審議会を設置することとします。

(3)の条例制定の必要性について、支援にかかわる各主体の役割及び具体的な支援施策を盛り込んだ新たな計画を策定するとともに、当該計画策定や支援施策の調査審議を行う審議会を設置することにより、計画的かつ継続的に犯罪被害者等支援を推進するため、この条例を制定するものです。

なお、既存の安全安心まちづくり条例と別条例とすることについて、安全安心まちづくり条例は自助や共助を基本とし、これらが公助に優先するものとしておりますが、県民の誰もが犯罪被害者等となり得る状況にあつて、犯罪被害者等支援は県等が率先して施策を講じる公助が基本となるものであり、安全安心まちづくり条例とは目的や理念が異なることから、新たに条例を制定するものです。

次に、3の条例骨子案についてですが、(2)の基本理念として、犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有するという認識のもと、受けた被害、これは二次被害を含みますが、その状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われること。また、犯罪被害者等支援は、公助を基本とし、必要な支援が途切れることなく提供されること。さらに、支援に関係する者が相互に連携を図りながら、協力して行うこととしております。

(3)の県の責務については、支援に関する施策の総合的かつ計画的な策定及び実施、二次被害を受けた犯罪被害者等への支援などを定め、(4)の県民の役割については犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次被害を生じさせないための配慮や県等が実施する施策への協力などについて定めるものです。

(5)の犯罪被害者等支援に関する計画については、支援施策を計画的に推進するための

計画の策定及び変更並びに公表について定めるものです。

(6)の市町村に対する支援、3ページをお開きいただき、(7)の民間支援団体に対する支援については、それぞれ県が必要な支援を行うことについて定めるものです。

(8)の財政上の措置については、支援に関する施策の推進に必要な財政上の措置について定めるものです。

(9)の審議会の設置については、県、関係機関、犯罪被害者等支援に関係する者により組織される審議会の設置及び運営等について定めるものです。

以上が条例骨子案の内容であります。最後に4の今後のスケジュールについて、今後パブリックコメントを行い、その結果を踏まえて条例案を作成し、2月定例会への提案を目指しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 岩手県地域公共交通計画について、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランに設定している指標ということなのですが、3、計画の目標について、第三セクター鉄道、バスの一人当たり年間利用回数を11.0回から16.8回とする設定です。また、指標3も2.9人から3.2人という設定ですが、岩手県の人口減少が進み、地方のバス路線の減少やタクシーの運転士不足といった話題が出ている中で、こういった強含みな計画を立てて達成できる見込みはあるのですか。

○山田地域交通課長 指標の設定の仕方について、年間利用回数及び平均乗車密度でございしますが、コロナ禍前に回復させようという考え方のもと、設定しております。一方で、今もお話がございましたとおり、人口減少や社会的行動変化、生活様式の変化等もございしますので、コロナ禍前につきましては一人当たりの年間利用回数が17.5回だったものを、少し現実的に踏まえまして16.8回とさせていただいたところでございます。平均乗車密度につきましても、同様の考え方のもと、策定調整を行いながら、何とかコロナ禍前の水準に戻していきたいということで、このような設定とさせていただいたところでございます。

○城内愛彦委員 現状は、もっと厳しいのではないかと考えています。私もたまに国道106号を通るバスに乗りますけれども、乗客が私だけだったりする時間帯もあります。久慈市で会議があるときは便利なので三陸鉄道にも乗りますが、やはり現状を見ると現実的ではないと思うのです。恐らく皆さんは、数字を突き合わせて、こういう形にすればいいのではないかと機上での設定をしているのかもしれませんが、実際に乗って経験してみたりして、もう少し実態に合う設定をしていかないといけないと思います。また、公的資金の投入についても、コロナ禍前からすれば今もたくさん投入しているではないですか。そういうことを考えると、下げどまりするような方向に行くとは思えない数字です。その辺をしっかりと実態に合った目標計画とするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○山田地域交通課長 確かにバス路線の利用者数はかなり減っているところでございます。実際問題、いつまでも補助を続けて、バス路線を維持していくことは難しくなっ

ている部分もございます。こういったことから、代替交通について補助制度を設けたところでございまして、今後公共交通を維持していきたいと考えております。

また、公的支援の導入額についての御質問もございました。こちらにつきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の関係で国庫補助や特例措置などもあり、支援額がふえているところもございますが、過去5年間の平均で設定しております。国と県、市町村において幾ら投資しているかを合算し、計算しております。国庫補助から県単補助路線に、もしくは県単補助路線から代替交通へ移管していったときにも、国と県、市町村でしっかりと公共交通を支えていくという考え方のもと、このような設定とさせていただいたところでございます。

○城内愛彦委員 だから、先ほどの請願のようなものが出てくるわけです。私は交通安全に関する仕事もしておりますけれども、今免許の返納がふえています。一方で、地域を走る分には、30キロでも40キロでもいいのだと言ってなかなか免許を返納しない高齢者もいます。でも、実際それが時代に合っているかという、そうではないような気がするのです。そういうことも踏まえて、我々の地域がどういう現状にあるのか、県としてどうしていくかということを考えていかなければいけない段階にあると思いますし、いつまでも税金を投入して、今は数字上、採算は合うようになっていても、それを次に負担するのは市町村ということになっていくわけです。今からどうしていくか考えておかないと、地域の公共交通を含めて守れなくなる可能性があると思うので、もう少し堅実に、なおかつ県民の皆さんにこれだけ大変だということを示した上で、まさにお互い助け合うという意味で公助も共助も、自助も含めて検討するべきではないかと思います。少し乱暴な言い方をすると、我々はしっかり計画を立てたからいいのだというように感じてならないので、その辺をよく検討してほしいと思います。ふるさと振興部長、いかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 指標を中心に御指摘いただき、もう少し現実的にということ、私たちが、できるだけ公共交通機関を利用するよう努めているところでございますが、やはり地域の足として、まずはその沿線に住む方々に利用していただくことが第一だと思っております。そうした中で、この計画につきましては、県だけではなく市町村や事業者の方にも議論に参画していただいて策定したところでございますし、先ほどの公的資金投入額についても国、県、市町村、それぞれの総額で目標設定しているところでございます。今後とも私どもだけではなく、市町村、国、それから事業者の皆様とさまざま意見を交わしながら、必要な見直しを行ってまいりたいと思います。

○城内愛彦委員 東京一極集中という話がありますけれども、東京都のようにすぐバスや電車が来るところではなく、1本逃すと夕方まで来ないエリアがたくさんありますので、そういったことも含めて、地域の足を守り、また、それをどうやって維持するかという考え方が大事であると私は思いますので、ぜひ検討いただくようお願いします。

○岩淵誠委員 まず犯罪被害者等支援条例ですが、中身を見ていると、単なる理念条例ではなくて、きちんと計画を策定したり、審議会を設置する形になっていると理解するので

すが、一方で安全安心まちづくり条例は、先ほど説明にもあったように、自助や共助が優先となっていて、どちらかというところ、そちらのほうが理念条例に近くて、今回の犯罪被害者等支援条例は実体条例として整備し、隙間を埋める法体系的なものという考えなのか。

○木村県民安全課長 今岩淵誠議員からお話がありましたとおり、安全安心まちづくり条例の中にも犯罪被害者等支援の条項はありますが、さらに具体的な支援を推進するため、特化した条例として制定する形で実効性を持たせるものであります。

○岩淵誠委員 よくわかりました。犯罪被害者の救済からいうと、上位法は犯罪被害者救済法で、犯罪被害者の給付金制度などが盛り込まれていたと思いますけれども、今の条例で犯罪被害者の支援に課題があるから、それに特化するということで、結果的には上位法に位置づけるような形の法体系で考えていますか。

○木村県民安全課長 今岩淵誠委員がおっしゃったとおりでありまして、上位法として犯罪被害者等基本法、それから犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律がございます。その中で、県としてさらに犯罪被害者の支援に率先して取り組むことを明確にし、実効性のある策を講じていくための実行条例という位置づけにしております。

○岩淵誠委員 なぜ今なのかという大きな疑問があつて、犯罪被害者の支援については、結構条例化したところもある中で、本県はそうしてこなかった。デジタルの被害がふえてきたりしているのだから、そういった対応なのだと思いますが、上位法がどうなっているか、詳細はわかりませんが、県として今日的な課題に取り組むという意思表示だと捉えていいですか。

○木村県民安全課長 当然上位法が優先されるものでございます。例えば犯罪被害者等基本法におきましては、国の責務だけではなく、地方公共団体の責務も規定されています。その中で、犯罪被害者等の安全の確保や居住、雇用の安定等、基本的なことは盛り込まれていますので、そこは、基本的に法に倣うものであり、法を超えるということではございません。

そして、なぜ今なのかということでもございますけれども、岩淵誠委員御指摘のとおりでありまして、45都道府県において既に犯罪被害者等の特化条例が制定されています。本県はなぜ制定してこなかったかということについては、先ほど説明しましたとおり、平成19年に安全安心まちづくり条例を施行しまして、具体的なところは指針を策定して、取り組んできたところであります。県内における刑法犯の認知件数が、必ずしもゼロではございませんが、少ないという事情もありまして、あまり問題視されてこなかったのですけれども、近年全国各地で凶悪事件が発生していること、社会情勢の変化で多様な支援が求められていること、特に二次被害など新たな支援も必要になっているということで、ことし1月に犯罪被害者等支援のあり方検討会議を設置しまして、有識者や犯罪被害者、被害に遭った御遺族の方々からさまざまな意見を聞いて、今回骨子をつくり、現在、条例制定に向

けて取り組んでいるところでございます。

○**岩淵誠委員** 全体的な法体系と、なぜ今かというのはよくわかりました。

私が懸念しているのは、交通安全もそうなのですが、交通安全の取り締まりや交通事故防止の実態は県警察本部が担っていて、交通安全運動や全体の計画づくりは県の知事部局で担当し、時折人事交流をしているということです。実際に犯罪被害者の救済となると、警察組織の経験者が外郭団体に行って対応しているケースもあるので、県庁内ではできないということではないと思うのですが、どう連携していくのかということになると、交通安全と同じで、司令塔は一本に見えるのだけれども、実際は組織体が二つになっているのではないかと懸念があって、それをどう解消するかというのを想定した条例にしないとうまくいかないのではないかと思います。特に犯罪被害者等の救済は、非常にセンシティブであり、なおかつ犯罪被害の情報を共有して、どうやってつなげていくかという、まさに警察業務の中にあるものですから、それを警察以外の行政がどう関与していくのかというのは、決して簡単ではないと思うのですが、その辺についてどう考えていますか。

○**木村県民安全課長** 犯罪被害者等の支援に関しましては、当然我々知事部局だけでは対応できないものと考えております。現在も県警察やいわて被害者支援センターなど、さまざまな関係機関や団体と連携して支援に取り組んでいるところでございます。そういった総合的な連携体制を強化していくことが、それぞれ一つのところでは完結しないものを途切れることなく支援できるということにつながると考えておりますので、犯罪被害者等の支援にかかわる各主体の役割や具体的な支援施策をしっかりと把握した上で、調整した計画をつくり、一体となって支援に取り組んでいく考えであります。

○**岩淵誠委員** 例えば暴力団追放県民会議は単純に暴力団を追放するだけではなくて、足抜けをする組員をどう更生させていくとか、他県ではできないから岩手県に連れてきてやりましょうといった、さまざまなことをやっていて、犯罪被害者等の支援とはまた違うところもあるのですけれども、そこに対してのグリップはやはり県警察本部のほうが利くわけです。条例化はいいことだと思いますので、そういった実効力を高める体制づくりについてもぜひ研究していただきたいと思いますが、県警察本部と復興防災部、それぞれ所感があれば伺います。

○**天野警務部長** 犯罪被害者等の支援につきましては、犯罪被害者等のニーズに寄り添い、公的助成の手続を初め、生活支援や医療に関することまで極めて多岐にわたっており、警察、自治体、関係機関等による支援施策の充実が求められているところでございます。全国の多くの自治体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている中で、本県におきましても犯罪被害者等支援に資する条例を制定することが切に望まれるところであります。県警察といたしましては、岩手県市町村会等が参加する岩手県犯罪被害者等支援のあり方検討会議におきまして、犯罪被害者等支援のための実効的な事項が盛り込まれるよう、県警察がこれまで被害者等支援を通じて把握した必要とする支援等の情報を提供するなど、引き続き協力してまいります。

○佐藤復興防災部長 今岩渕誠委員から交通安全の取り組みを例にお話をいただきました。交通安全については、県警察と、我々復興防災部で担当しておりまして、協議会などさまざまな場面で協力し合いながら、施策を進めているところでございます。今回の犯罪被害者等支援条例につきましても、県警察と復興防災部が担当となっております、取り組みのベースはあると思っておりますので、そちらの考え方などを参考にしながら、犯罪被害者等の支援を県施策として十分に展開できるよう連携を図ってまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 岩手県地域公共交通計画(素案)についてお聞きしたいと思います。

課題が1から6まで設けられているわけでありましてけれども、地域公共交通の喫緊の課題は、JRの地方ローカル線の維持、利用促進が大きな課題でありまして、そういったところに明確な言及がありません。

また、次のページの指標等についても、いわて県民計画(2019~2028)との整合性があると思うのですが、今つくるのであれば、そういった地方ローカル線の維持や利用促進についての指標なども盛り込まれてしかるべきだと思うのです。そこで、今回の計画の中で地方ローカル線の維持、利用促進についての位置づけをどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○中嶋地方路線対策監 地域公共交通計画におけるJRローカル線の位置づけでございますけれども、JRローカル線も含めた鉄道路線や広域バス路線につきましては、重要な広域的公共交通基盤であり、基本方針の1で広域移動の維持・確保に取り組むこととしております。

また、基本方針の3、公共交通の活性化の中で、関係者が一体となって利用促進に取り組むということにしておりまして、JRについてもそういった位置づけにしているところでございます。

もう一点、指標についての御質問もございました。今申し上げましたように、JRローカル線につきましては、維持、確保を大前提として、沿線市、町と連携して利用促進に取り組むこととしておりますので、指標には実施事業者数や実施件数を設定しており、JRローカル線も含んだものとなっております。

○佐々木朋和委員 この中に含まれているという話でしたけれども、大変大きな問題でありますので、もう少し明確に記すべきではないかと思えます。他県でもこういった公共交通計画を立てて、地方ローカル線の課題というのも出てきているのだろうと思うのですが、各県における取り扱いの状況はどうなっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○中嶋地方路線対策監 地方公共交通計画は大体5年ごとに策定することになっておりまして、今年度JR東日本管内で本県と同じように改定を迎える県の担当の方に、電話で状況をお伺いしたところ、具体的な指標まで盛り込む予定だとはっきり回答された県はございませんでしたけれども、各県においても検討中という状況であると承知しております。

○佐々木朋和委員 各県の状況まで問い合わせさせていただいており、敬意を表したいと思

ます。本県でも赤字路線が多くありますので、JRとの交渉窓口を担っていく意味でも、岩手県の計画の中にしっかりと位置づけた上で取り組んでいくことが必要ではないかと思えます。この点については指摘をさせていただきたいと思えます。

また、まちづくりの視点の中に観光振興関連というのがございます。詳細まで目を通し切れていないところがあるのですが、ニューヨークタイムズ紙の効果で、今県内で外国人の方がかなり周遊しており、公共交通機関を利用されている方も多いと認識しております。一方で、観光のまちである平泉町からは、観光バス路線の維持が苦しくなっているといった声もあり、県に対して要望も出ているわけでありますけれども、観光についての利活用や観光路線への支援についての記載が乏しいようにも感じます。この点について、計画の中でどのように位置づけているのかお示しさせていただきたいと思えます。

○山田地域交通課長 地域公共交通の利用者数は、地元の利用者も人口減少等で少なくなってきております。そのため、観光利用を取り込んでいかなければならないという考え方は当然持っておりまして、例えばIGRや三陸鉄道の利用促進ということで、岩手県三陸鉄道強化促進協議会や岩手県銀河鉄道利用促進協議会の負担金等を使いながら、インバウンドの事業を行うなど、今後も商工労働観光部と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木朋和委員 ぜひ連携を強化して取り組んでいただきたいと思います。

今IGRや三陸鉄道の話も出ましたが、生活路線と観光路線が重なるような路線バスについても、トータルで見れば利用量は少ない、ただ季節的には観光需要が多い。観光の時期だけ運行するバスもありますけれども、運転士不足ですとか、経営の圧迫で減便や廃止を検討しているという声もお聞きします。平泉町からも要望が上がってきていると思えますので、そういった部分についてもしっかりと計画に位置づけて支援していくという視点を持っていただきたいと思います。

もう一点、公共交通の利用促進については、CO₂の削減とGXとの関連が深いと思えます。指標は公共交通スマートチャレンジ月間への取り組み事業者数を129から160にしようということでもありますけれども、環境生活部や商工労働観光部、各地の商工会議所や事業者とも連携して、この部分を拡充していくべきだと思っています。この書きぶりだと、今までの延長線上という感じもしてしまうのですが、GXまたはCO₂削減に向けての取り組みについて今後強化していく部分があれば、お示しさせていただきたいと思えます。

○山田地域交通課長 公共交通スマートチャレンジ月間につきましては、今年度1カ月ではなく2カ月に延長して実施したところでございます。市町村からも御意見をいただきながら、実施時期などを踏まえて、今後さらに検討していきたいと思っております。

環境生活部とも連携を取っているところでございまして、環境生活部で電気バスやタクシー等の車両導入の補助制度を設けておりまして、交通事業者にはそういったものの活用についてもしっかりと御紹介していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 今市町村からも意見をいただいているという話がありました。このス

マートチャレンジは、県庁の職員ももちろん取り組んでいると思いますけれども、県内の各市町村は事業者の中に含まれているのでしょうか。皆さんやっつけらっしゃるのですか。

○山田地域交通課長 基本的には、市町村にも御協力をいただいているところでございます。

○佐々木朋和委員 取り組みを1カ月から2カ月に延長しているということもそうなのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、商工労働観光部とも連携して、各商工会議所から各会員に呼びかけていただいて、この月間は公共交通を使いましょうというような全県的な運動となるようしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私は、岩手県知的財産活用推進プランについて質問したいと思います。

プランの現状と課題のところですが、県における出願内訳の推移で、中小企業の出願件数が非常に減ってきていることは、私もあまり気にしていなかった部分であります。大きな課題と感じました。誘致企業もいいのですけれども、やはり県内企業の力をつけるのはこういう科学的な特許を取るような活動を行うことであり、そこから新しい、これからの未来を築くようなイノベーションが生まれるのであって、それが減ってきている状態だとかなり厳しいと感じたところですので、しっかりと推進していかなくてはならないと思いました。

施策の中で、人材育成がもちろん一番大切なところなのですが、人材育成のこれまでの取り組みと、今後具体的にどのような取り組みをしていくのかということについて、一般社団法人岩手県発明協会などときまざま連携しながらやっていくということですが、こういった年代の方々に取り組みを進めていって出願件数の増加に結びつけていくのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤科学技術課長 中小企業による出願が減っているのは、全国的な傾向でございます。特許庁にも確認したところ、既に特許を活用している企業は、以前は特許の数を追っていた側面があったようなのですけれども、最近では量ではなく質を重視する傾向が出てきていると伺っております。

県内における過去10年間の特許出願データの分析を見ますと、ものづくり企業の上位10社の出願件数が全体の4割以上を占めていて、残りは年間数件、あるいは10年間で1件、2件というところが多い状況となっております。このことから、まずは中小企業の経営者みずからが知的財産の重要性、必要性について、経営資源としてきちんと認識していただくことが重要だと考えております。

人材育成の取り組みにつきまして、このプランに基づいて、まず力を入れていきたいと思っているのが中小企業からのさまざまな相談を受ける産業支援機関や金融機関、商工団体の職員の知的財産に関するリテラシーを啓発していくことだと思っております。また、実業高校を含めてなのですけれども、高校生や大学生についても、特許に限らず商標など、

さまざまな知的財産がございますので、その重要性について普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 以前からずっと気になっていたのですけれども、岩手県は県立の科学館がありません。盛岡市立子ども科学館はあるのですけれども、I L Cの誘致をうたっている割には、県立の科学館がなく、小さいころから科学に対するモチベーションを上げたり、普及啓発を行う機会がすごく少ないと感じております。

一般社団法人岩手県発明協会が関連してやるとも書いていますけれども、盛岡市立子ども科学館には子供の発明クラブというものもあります。ただ盛岡市民でないと入れないので、盛岡市の子供たちはクラブに入って、発明協会の方々に教えてもらって、自分のアイデアを形にするということを実際にやっていて、発明というものに触れることができるので、そういう取り組みもすばらしいと思っているのですけれども、それは盛岡市に住んでいる子供たちに限定されているものです。8年ぐらい前にも一度話をしたことがあって、そこから進んでいませんが、やはりそういう小さいころから興味を持たせていく取り組みが薄かったというのがあるのではないかと私はすごく感じております。岩手県は、田中館愛橘さんやZ項の木村榮さんなどすごい方がいらっしやったり、国立天文台水沢V L B I観測所のブラックホールなど、基礎科学は非常にすごいものがあるのですけれども、そういったものに触れる機会が意外にないことを私はずっと気にしておりました。

こういったプランをつくるのであれば、やはり小さいころからきちんとそういったものに触れることも考えていかなくてはいけないのではないかと感じておりますが、その点について、一般社団法人岩手県発明協会ではどのような取り組みをやっていらっしゃるのか。高校生までしかやっていないのか、それとももう少し小さい子供たちにもやっているのか、もう一度お聞きします。

○**佐藤科学技術課長** 一般社団法人岩手県発明協会におきましては、岩手県発明くふう展というものを毎年開催しております、岩手県工業技術センターの一般公開とあわせて、入賞した作品を紹介したりしております。

県の取り組みとしましては、主に小学生、中学生を対象としまして、年2回、沿岸地域で1カ所、県央部、盛岡市周辺の1カ所で、いわてまるごと科学・情報館というイベントを開催しております、県内の大学や公設試験研究機関だけではなく情報系の企業にも出展していただいて、体験型のイベントをしております。この中で、例えば科学実験ショーをやったりとか、今年度も11月にアイーナで開催したのですけれども、約800人の参加がございまして、かなり子供たちの関心があったと認識しております。こうした取り組みを、今後も継続してやっていきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** やらないよりはいいのですけれども、年2回で800人というのは、少ないと思っています。私は個人的な趣味で全国の科学館巡りをしているのですけれども、やはり小さいときに衝撃的な科学に触れると、そこからいろいろな興味が出てきて、こういった知的財産とか産業につながっていき、伸びていくのではないかと思います。基礎科

学はお金は生みませんが、基礎科学こそ大切だということをILCでも一生懸命言っておりますので、そういった基礎からしっかりと取り組むような形で、このプランを生かしていただけたらと思います。これは提言で終わりたいと思います。

○はぎの幸弘委員 非常に初歩的な質問で申しわけないのですが、地域公共交通計画の策定スケジュールの中で、パブリックコメントを実施するというのがございますけれども、これはどのような方法で、どのような方々に対し、どのくらいのコメントが集まるのか、少しイメージが湧かなかったものですから、確認させてください。

○山田地域交通課長 基本的には、県のホームページに掲載する形で意見を募集したいと思っております。

○はぎの幸弘委員 周知方法としてはどうなのですか。今回は、令和6年度からの5年間計画で、その前には、地域公共交通網形成計画というのがあったようですけれども、そのときも同じように県のホームページでパブリックコメントをやったのですか。もしそうだとすれば、どのくらいのコメントが集まったのでしょうか。

○山田地域交通課長 具体的な数は覚えておりませんが、10件いかないくらいであったように思います。パブリックコメントのほかに、市町村や交通事業者、また今回県民に対してもアンケート調査を実施しております。そのほか法定協議会を開催する場合に市町村から、地域別部会という形で広域振興圏ごとに意見を吸い上げる形で協議させていただいているところでございます。

○はぎの幸弘委員 市町村とかいろいろと、今初めて出てきましたけれども、どのくらいの意見があったのかが知りたい。というのは、取ればいいというのではだめだと思うのです。計画案を付議するまでに2カ月間あるわけですから、既成事実をつくるだけで終わるのではなくて、貴重なコメントもあると思うので、それを反映させて、内容を煮詰めていくことが大事ではないかと思います。先ほど佐々木朋和委員からも鉄道の中身が薄いといった意見がありましたけれども、実効性というか、効果的な計画をつくるには、やはりパブリックコメントが非常に大事だと思うのです。今のお話を聞くと、前は10件くらいということで、パブリックではないような気がするわけで、これは岩手県全体の計画ですから、33市町村で分担して、例えば各地域の特有の交通問題を吸い上げて、県がそれをまとめるというのだったら、ある程度理解はできるのですけれども、何となく形骸化しているように感じました。その点についてはどうなのでしょう。

○山田地域交通課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、この辺りをしっかりと市町村と意見交換しながら進めていかなければいけないと考えております。今回県民アンケートの調査結果もしっかりと反映させていきたいと考えておりますし、この後法定協議会を開催いたしますが、市町村とはその前にも意見交換する予定でおります。これまでも第1回、第2回法定協議会を開催しておりますが、4広域振興圏で地域別部会をそれぞれ開催し、県民の意見をしっかりと吸い上げて計画を策定していきたいと考えているところでございます。

○はぎの幸弘委員 吸い上げた意見は、公表されるのでしょうか。

○山田地域交通課長 アンケートの調査結果などにつきましては、計画の本文にも記載しておりますし、パブリックコメントの実施結果などにつきましては、県ホームページでの公開を考えているところでございます。

○はぎの幸弘委員 地域公共交通は、今後の人口減少の中で存続や運営が厳しいもので、どの自治体にとっても深刻な問題だと思っておりますので、県全体で情報共有しなければならないと思います。でないと、先ほど城内愛彦委員や佐々木朋和委員がおっしゃったような話が毎回出て、計画を策定して、また同じ問題が出るという、全然進歩も発展もないようなものが結構多いのです。ですから、少しずつでもバージョンアップし、効果があるものにしていくためには、まずは情報共有をして、県民個人がきちんと問題意識として受けとめるということを醸成する必要があると思っておりますので、ぜひそういったのをどんどん公開していただきたいというお願いをして終わります。

○千葉伝委員 執行部の皆さんには、県民生活の向上に向けて、日夜努力していただいていることについて敬意を表したいと思います。

地域公共交通計画について、私も聞いていっていかかと思ったので質問いたします。城内愛彦委員、佐々木朋和委員、はぎの幸弘委員に関連することで、見れば誰もがこうなればいいのように、言葉上は物すごく上手に書いていて、わかるにはわかるのだけれども、実際にはどの程度考えて目標の数字を作成したのかということです。先ほどはぎの幸弘委員からも、どの程度意見を聞いた上で計画を立てたのかといった話がありましたけれども、パブリックコメントをやると言っても、県民からの意見はまだない段階で、事業者や市町村から意見を聞いた上での計画だということです。いわゆる現状と目標の数字の問題ですが、これは、全市町村から聞いたのですか。事業者からはどの程度聞いたのでしょうか。

○山田地域交通課長 計画の素案を策定するまでに、まず2回法定協議会を開催し、その前に、地域別部会も開催し、全市町村と意見交換させていただいております。その中でバス事業者にも参加していただいております。その上で、このような骨子案をつくり、素案という形で策定しております。先ほども申し上げましたように、県民、市町村、それから交通事業者それぞれアンケートも実施しております。そういったところでも意見をいただいて、まとめているところでございます。

ただ、この素案につきましては、これから地域別部会と法定協議会で市町村や交通事業者、それから学識経験者も含めて議論いただくことになっておりますので、その中で、いただいた意見を踏まえて、修正した上でパブリックコメントを実施することを考えているところでございます。

○千葉伝委員 現況値と5年後の目標値については市町村と交通事業者にはまだ示していないということですか。

○山田地域交通課長 指標につきましては、今回初めて地域別部会と法定協議会で示す形となります。

○千葉伝委員 順序が少しおかしいのではないかと思います。どんな計画を立てるにも、5年後に向けた目標値は、現状よりも少しはよくしよう、よくしたいということで立てるのが普通の計画です。でも、それは中身によるのではないかと思います。今の岩手県の交通事情を考えた場合、先ほどから、あるいは一般質問でも出ているように、バスやタクシーの運転手などがどんどん減ってきていて、現状は厳しい状況にあります。それから、乗る人についても、例えばバスの1人当たりの年間利用回数を11回から16.8回にするということですが、今の人口減少の時代の中で本当にできるのですか。広域的なバス路線1路線当たりの平均乗車密度も、2.9人を3.2人にするということが、先ほどの乗車率を上げれば、密度も高くなり、数字のマジックではないかと思います。それから、広域的なバス路線への公的資金投入額も、現在は5億8,000万円で、令和10年度までにはいくらか減って5億6,000万円ということですが、この程度で先ほどの数字を確保できるようなやり方ができるのか。要するに、どんどん乗車率も減っていく中でこの目標に向けてやれるのかと思いました。市町村の部分は、当然33市町村全部に計画を立ててもらうのは、そのとおりでしょうし、バス路線活性化検討会実施路線割合は、実施するのが当たり前だから、今も5年後も100%で当然の数字だと思います。それから、ノンステップバスの導入率は、弱者も含めてどんどん乗車をふやしていくという意味でも、逆に42.4%から49%ではなくて、80%なり100%に近いような、そのぐらい考えてもいいのではないかと思います。

要するに、私はどうも今の現状から目標の数字が実現できるとは思えないのです。

そこは、今度パブリックコメントで県民から意見を聞いて、何十人とか、もっと少ない数でも満足するかもしれないけれども、総務委員会で通すに当たってこの数字はどうしても解せないのです。今の現状を考えると、計画の目標値は必ずしも上げなければいけないものではなく、現状を維持する計画でもいいのではないかと思いますし、それを県民に示せば、これ以上低くならないのだと思ってもらえるのではないかと思います。この目標値がどこまで実現性を確保できるのか、ふるさと振興部長、教えてください。

○熊谷ふるさと振興部長 数値目標につきましては、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランとの整合性を図りながら、今考えられるところを合わせまして、今回の数字を提示させていただいたところでございますが、やはり交通事業者の現状が厳しいのは、そのとおりでございます。我々としても地域の足を守っていけるよう市町村と連携しながら、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

数字につきましては、まだ素案の段階でございますし、今までの検討会等で示しておりませんので、そこでの御意見等も伺いながら、成案にまとめていきたいと思っております。

○千葉伝委員 まだ素案の段階で、要するにこの計画はまだ変える余地があるということですので、これからさまざまな方から意見を聞いておかないといけないと思います。少しでもよくしようというのは、計画を立てる上で通常考え方ですが、きちんとした中身になっていないのではないかとというのが私が一番感じたところです。5年後、この数字をどの程度達成できたかということは、また議会でやり取りすることになると思うので、もう

少し精査して、何とか頑張ろうという数値にすべきではないかと思います。このことについて、ぜひ検討していただきたいということをお願いして、ふるさと振興部長にもう一度お聞きします。

○熊谷ふるさと振興部長 ただいま千葉伝委員からいただきました御意見を十分に踏まえて対処してまいりたいと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、委員の皆様からこの際何かありませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 この際、2時55分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○城内愛彦委員 公共工事の状況について、県発注工事の落札状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○千葉入札課長 県発注工事の落札状況について、5年間の落札率の推移ではありますが、県営建設工事における一般競争入札の加重平均による平均落札率は、令和元年度から令和3年度がそれぞれ91.6%、令和4年度が92.1%、令和5年度が9月末までで92.0%となっています。

国の入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果によりますと、単純平均による全国の落札率は、令和元年度が93.7%、令和2年度が93.8%、令和3年度が93.5%。単純平均による岩手県の落札率は、令和元年度が92.6%、令和2年度が92.4%、令和3年度が91.8%となっています。

○城内愛彦委員 なぜこのことを総務委員会でお伺いするのかというのは、過日、岩手県中小企業団体中央会との情報交換会がありまして、その際になかなか賃上げができない状況にあるとの話がありました。賃上げしたくても、人を確保するのも大変な状況が続いているということでした。その際に意見として出たのが、例えば公共工事がしっかりと発注されて、それが下請会社であったり、末端で働く方々に反映させられるような仕組みがあれば、それがメインとなって世の中が回っていくのではないかということでした。

そこで、公共工事の物価高騰への対応として、東日本大震災津波直後は物価スライド条項というのが結構あって、急激なものに対応してきた時代があったのですが、今は平常時に戻っています。その点について今はどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○千葉入札課長 県営建設工事の工事請負契約における物価高騰への対応状況についてではありますが、県では土木工事に係る設計資材価格の調査を毎月行い、最新の単価を用いて工事積算を行っているものと承知しております。あわせて、平成25年3月から県内全域

を対象に、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点で資材価格に差が生じている工事については、受注者からの請求を受けて、当初契約締結後に単価適用年月を変更して契約することが可能と確認しています。また、当初契約締結後に生じた賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約書別記のいわゆるスライド条項に基づき、工事所管部局において適切に対応されているものと認識しています。

○城内愛彦委員 下請会社まではそれが適用されていくのだと思うのですが、いろいろな意味で裾野が広い産業ですので、しっかりとそれが末端まで行き渡るような仕組みをつくってほしいと思います。その辺をしっかりとやらしてもらわないと、下請会社や末端で働く人たちは大変な状況だと思いますので、ぜひ検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○千葉入札課長 元請、下請の間で取り交わされる下請契約については、当事者間において解決すべきことと認識していますが、一方で国土交通省から建設業法令遵守ガイドラインが示されており、元請、下請間での下請契約を締結後に原材料等が高騰したにもかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことは、建設業法第19条の3、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあること、また原材料費等のコスト上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることと明示されております。このことについては、国土交通省及び各都道府県の建設業許可所管部局から業界団体に対して指導がなされているものと認識しています。

○城内愛彦委員 皆さんが認識するのではなくて、受注者に認識してもらって、それが県全体に伝わるようにお願いします。

次に、県発注の指定管理についてであります。県だけではなくて、県内各市町村が今指定管理者制度の中で指定管理を行っているわけですが、今光熱費や電気代が高いのです。それがもろに反映されるような仕組みになっているのか、そういう状況であることを皆さんはきちんと認識しているのか。この辺について、県として模範を示していくべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○和田参事兼管財課総括課長 指定管理施設の物価高騰への対応状況でございますけれども、城内愛彦委員御指摘のとおり、原油価格や物価の高騰による光熱費の負担増は施設の管理運営に大きな影響を及ぼすことから、指定管理者制度を導入する、岩手県内の全46施設を対象に調査をしまして、安定的な管理運営に困難が見込まれる施設について令和4年度と今年度で合計約3億1,713万円を通常の指定管理料に上乗せする形で増額補正を行っております。内訳としては、令和4年度は2度の補正をしており、9月補正で39施設、約1億2,094万円、2月補正で35施設、約8,203万円の増額補正、そして今年度はさきの9月定例会で16施設に約1億1,414万円の増額補正をしております。

また、城内愛彦委員から御指摘のありました指定管理者の意向ですが、指定管理者とは毎年度の業務の履行状況、運営体制、サービスの質、そしてその提供の安定性とい

ったものについて、管理運営状況の評価を行っておりまして、その中でさまざまな課題について意見をいただいております。それから、毎月の業務の実施状況報告もいただいておりますので、施設管理者と指定管理者の中でしっかりと共有し合って、今回の物価高騰の補正につながってきているものと感じております。

○**城内愛彦委員** その辺をしっかりと対応していただかないと、利用する県民にも不利益が生じかねないと思いますので、そのことをお願いして終わります。

○**高橋はじめ委員** 8月に起きました滝沢市の強盗殺人事件について何点かお伺いしたいと思います。

新聞報道では、8月14日、ひとり暮らしの無職の〇〇〇〇さんという方の首を絞めて殺害し、通帳を奪った。その後、別の方の車に同乗して、滝沢市の神社に行き首を絞めて、その車を奪って逃走し、青森県で逮捕されたという事案のようでございます。事件の概要または経過についてお伺いしたいと思います。

○**藤林刑事部参事官兼刑事企画課長** 事件発生から青森県内での逮捕に至る経緯について御説明いたします。

本件については、既に報道されているところであり、警察官の誤った判断により捜査がおくれた事実があります。8月16日の朝に一般の方からけがをしている高齢者を保護しているとの110番を受け、盛岡西警察署の警察官が通報場所に臨場し、その場で被害者から事情聴取を実施しました。一般の方が被害者を発見した際は、被害者は1人で道路を歩いていたということですが、事情聴取の結果、警察官は被害者の負傷状況や申し立ての内容から、被害者に認知症の可能性があり、事件性がないことを認め、聴取した内容を本署に報告し、警察署の当直責任者なども同様に誤った判断をしたものであります。最終的には、被害者が高齢者であり、けがをしていたこともあって、保護し、家族に引き渡しております。

その2日後の8月18日、青森県警察から青森県内で被害者の車両が発見されたとの情報提供を受け、被害者から再聴取して被害届を受理し、翌日には被疑者を指名手配しております。

青森県警察では、8月21日に本件被疑者を発見し、追跡し、警察車両に衝突させたなどの事実によって逮捕しているという状況であります。

○**高橋はじめ委員** この案件につきましては、ちょうど岩手県議会議員の改選期であり、あまり注目しておりませんでしたけれども、一段落して、いろいろ見直している中で、今おっしゃられたようなことが伝わってきました。岩手県警察の初動捜査の誤りで2日間認知することができず、それが結果として、青森県で第2、第3の犯罪に結びついてしまったわけであります。

80歳ぐらいの高齢の方が首を絞めて車を奪ったとのことですので、年齢的に痴呆という判断もある程度やむを得ないのかもしれませんが、乗っていた車がどこにあるとか、例えばNシステムなどで調べて、どう動いているのかといったことを確認しておく

ことも必要ではなかったのかと思います。殺人事件が起きておりますので、捜査がそちらに集中しているのもわかるのですけれども、これは本当に大変な問題ではなかったのかと思っています。その辺についてもう少し詳しくお伺いします。

○藤林刑事部参事官兼刑事企画課長 高橋はじめ委員のおっしゃるとおりであります。認知の際にそういった判断をしたことについては、今後対応していく必要があると考えております。

一方で、自分たちの判断が誤っていたということが判明した以降の捜査については、捜査第一課と協力しながら、迅速、かつ的確に進められているところであります。

○高橋はじめ委員 岩手県警察は優秀な警察官で、私も全幅の信頼を置いており、皆さん方の活動にはふだんから敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。ただ、こういったことが起きますと、そうした信頼も一気に崩れてしまうものであります。青森県に行ってガソリンがなくなったということで、修理工場に持ち込んで、代車を借りて、今度はそれで移動したけれども、またガソリンがなくなったので、今度は女性の車を奪って、半ば監禁みたいな感じで同乗させて逃走した。高速道路の停止バーを破ったとかいろいろな器物も損壊しており、さらにパトカーにも追突したとか、どんどん犯罪が広がってしまったわけです。そういう意味では、岩手県内で押さえられなかったというのは、非常に残念であります。

このことについて、問題点と課題点をしっかりと整理した上で取り組んでいращやるのか伺います。

○藤林刑事部参事官兼刑事企画課長 この事案の問題点と課題点についてですが、現場における警察官の判断、そしてその報告を受けた警察署幹部のチェック不足であり、これらを改善していくことが課題であると考えております。

再発防止対策として、本件が発生した盛岡西警察署では毎朝幹部会議を実施して、当直取り扱いの対応の確認、そして引き継ぎの徹底によりチェック機能を強化しております。また、当番体制の再構築ということで、事案対処能力の強化を図っております。それから、県内全ての警察署に対しては、県下警察署長会議や県下刑事課長会議において幹部のチェック機能について指示するとともに、自署における事案対応について検討させ、問題点などを見直すなど、再発防止を徹底しております。さらに、認知症に対する理解を深めるため、県内全ての警察署の刑事課長、生活安全課長を集めて、外部講師による認知症に関する事案対策のための講習会を開催し、適切な職務執行について指導しているところであり、継続して適切な職務の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 超高齢化社会を迎えて、私も今70歳になりますから、やがては80歳、85歳になります。そうすると、自分はしっかりしているつもりでも、伝える能力や運動機能もだんだん低下してくるわけであります。そういった高齢化社会に対する取り組みを業務の中で取り組まれていることについては、評価できるものと思っていますので、ぜひ徹底していただければと思います。

それから、少しわからないのでお尋ねしたいのですが、今回は青森県警察の車両2台ぐらいにぶつけて壊したという話もあり、そして、その車は青森県の一般の方から奪った車であったということを含めて、こういった関係の物損の補償というのは犯罪関係の何かで補償してくれるのか、まるっきり所有者の負担になってしまうのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○**藤林刑事部参事官兼刑事企画課長** 被疑者が起こした被害等については、基本的には一時的に、被疑者に請求する形になっております。

○**高橋はじめ委員** 一時的というのが少しわからないのですけれども、回り回って岩手県警察が補償するということはないような気がするのですけれども、その辺は大丈夫なのですか。

○**藤林刑事部参事官兼刑事企画課長** この補償について、岩手県警察で対応することはありません。

○**高橋はじめ委員** 逃走のときに女性の方が5時間ほど同乗していたということで、その方の命を奪うとかにつながらなくてよかったと思っておりますけれども。初動捜査で大きな犯罪に結びついていく可能性があるということ認識し、もう一度身を引き締めて、しっかりやっていかなければならないと思っておりますので、今後の取り組みに御期待を申し上げたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、超過課税について質問したいと思っております。

いわての森林づくり県民税など、いろいろ超過課税がありますが、私は超過課税の見直しについて進めていくべきだと考えています。今超過課税しているのは、いわての森林づくり県民税ですけれども、これは県で課税して、県の財源としてやっていけるもので、同じ動きが全国的に広がり、国でも同様の仕組みを使ってやることになったので、一定程度過ぎましたら、見直しをしながら次の課題に使っていくような仕組みをしっかりとつくっていく必要があるのではないかと考えています。

今の喫緊の課題としましては、少子化対策といったところになってくるかと思いますが、今後どういうプロセスで超過課税を例えば50%にするとか、新しいものをつくるといった議論を進めていくのか、進めるかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○**千葉総務部長** 財政規模が縮小する中で、所要の財源を確保することが必要であることと、また超過課税のあり方については、受益と負担の対応関係の明確性などの観点から、丁寧かつ慎重な議論が必要だということなどにつきまして、きのうまでの一般質問で知事から答弁させていただいたところであります。

御指摘いただきたいいわての森林づくり県民税に限って申し上げますと、国の森林環境税の課税が開始されましたので、配分額が拡充される令和6年度が、双方の役割分担を改めて整理し、用途拡大について検討していく適切なタイミングであると考えております。まずはいわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の役割分担など、現状と課題について分析しているところをございまして、それを踏まえて第4期の終期である令和7年度末をめ

どに検討を進めてまいりたいと思っております。

また、ハクセル美穂子委員からいつも御指摘いただいている新たな超過課税については、超過課税全体として一般的に申し上げると、さらに中長期的な検討が必要だと考えておりますので、県民税の用途拡大をまず先に取り上げて、新たな超過課税については、もう少し長い目で検討させていただければと考えております。

○ハクセル美穂子委員 用途拡大の方向ということではありますが、用途拡大を過大解釈することになってしまわないようにしていただければと思います。森林は森林税で、活用する部署も違いますし、これから先もその時々課題に対応していく財源として超過課税を活用していく必要があると思います。一回課税してしまうと、別のほうに移すのは大変力が要ることだと思いますが、県にとっての課題はどこにあるのか、県民の皆様からいただいた大切な税金を再投資していく適切な場所について、しっかり議論を深める場があったほうがいいのではないかと私をいつも感じております。今の御答弁では、そういうのは考えておらず、中長期的にということなので、これからのことだと思うのですが、超過課税を見直す際の仕組みの一つとして、他県の動向など、何か参考になるようなものがあるのであれば、教えていただきたいと思っております。ないのであれば、これから検討していただきたいと思うのですが、その辺についてもう一度、お願いいたします。

○千葉総務部長 超過課税につきましては、さきに報告しておりました持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会の中でもさまざまな御指摘をいただいております。それを一つ一つ県でどうするか考えながらやっていくわけではありますが、他県の例では、一般的に超過課税ということになりますと、2年、3年、4年と結構時間をかけながらやっているようであります。いわての森林づくり県民税につきましても、必要以上に用途拡大してしまうと条例改正が必要になってしまいますので、農林水産部などとも連携しながら、これから検討していかなければいけないと思っております。他県では税の審議会のようなものを置いて検討しているところもあるようでございますが、岩手県にはそのようなものはございませんので、審議会という形でやるのがいいのか、持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会のように、有識者の方々に集まっていただくのがいいのかは、これから考えていかなければいけないと思っております。審議会条例が変わりまして、複数年でやる場合には審議会を置かなければいけないことになっておりますので、そういったことも踏まえながら、検討のあり方も含めて今後いろいろと考えていきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 有機的に超過課税を使っていくとしても、少子化対策などは2年、3年、4年と長期で見えてしまうと、その対策すら古いものになってしまうぐらい進度が早い課題でもありますので、先々を見ながら、ぜひ今お話しいただいたような中身も検討し、使い方を考えていただきたいと思っております。

次に、いわての学び希望基金も使い方などいろいろと見直しをする時期に来ているのではないかと思います。県として、いわての学び希望基金の用途の見直しが必要であると感じているのか、必要であっても、その前にやらなければならないこともあるかと思っております。

が、そのことについてお伺いしたいと思います。

○北島復興推進課総括課長 いわての学び希望基金の使途の見直しについてであります。この基金は、東日本大震災津波により著しい被害を受けた子供たちの就学の支援、教育の充実等のために平成23年に設置し、これまで遺児、孤児への奨学金給付のほか、高校生に対する教科書購入費の給付、それから児童生徒の部活動への支援に活用してまいりました。また、東日本大震災津波から12年が経過した現在も被災地の子供たちの学びを支え、学びの充実を図るといふ基金の趣旨に賛同された方々から御寄附を頂戴しております。

使途の見直しに当たっては、このように寄附された方々を初め、幅広く御意見を伺う必要があると考えておりました。現在寄附された方々に対してどのように御意見を伺っていくのか等々について、検討を進めているところです。今後、頂戴した御意見を十分に分析し、将来的な資金の活用について検討を重ねてまいります。

○ハクセル美穂子委員 今後見直しをするかどうかに関しても含めて、寄附してくださった方に聞き取りをしていくということですね。

今のいわての学び希望基金は東日本大震災津波の被害に遭った、当時生まれていた子供たちが対象という考え方で間違いなかったか、もう一度確認したいと思います。

○北島復興推進課総括課長 基金の支援の対象でございますけれども、例えば奨学金の給付など生徒個人への支援については、東日本大震災津波発災時にゼロ歳以上だった子供たちを対象にしております。

○ハクセル美穂子委員 通学支援などほかの支援については、何歳までの対象となっているのか、そこも加えてお願いします。

○北島復興推進課総括課長 基本的に東日本大震災津波当時に生まれていた方々を対象にしております。それに加えて、復興教育や防災教育など基金の趣旨に合致する事業については、東日本大震災津波の後に生まれた子供たちも対象にしております。

○ハクセル美穂子委員 復興教育等は、東日本大震災津波の後に生まれた子供たちも対象にしているとお話を今いただきました。道路がよくなっても県内には距離的、時間的な社会体系の格差がまだすごくあるので、今後そういった格差の解消のために、いわての学び希望基金を使ってあげることが、人口減少の減少幅が大きい沿岸地域の方々のためになるのではないかと思います。盛岡市など国道4号線周辺の市町村に比べると、スポーツを体験する場所などを求めて時間とお金をかけて内陸地域に来ている子供たちも数多くいますので、いろいろなパターンで沿岸地域の子供たちに使っていけるような基金にするのもいいのではないかと私は思っています。

それから、ふるさと納税にもいわての学び希望基金への寄附がありますけれども、その使途もいろいろ分けないといけないと思います。中山間地域も沿岸地域の子供たちと同じように社会体系の格差が大きいと思うのですが、そういった子供たちには寄附金がいかないのか。ふるさと納税の説明に必ずしも沿岸地域という表記はなかったような記憶があるので、その辺の使い方についてもしっかりと議論しながら、制度を設計し、県内各地の格

差がある地域に住んでいる子供たちに支援が行き渡るような形にしてほしいと思っています。このことを踏まえて、今後どのような形でその辺の整備を考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○北島復興推進課総括課長 今ふるさと納税のお話でしたが、ふるさと岩手応援寄附の中にいろいろなメニューがありまして、その中にいわての学び希望基金への活用というものがあります。その説明には、被災地の子供たちが社会に出るまでに必要な暮らしと学びの支援と書いてありまして、あくまでも基金条例の趣旨に合致するものに充てるということになっています。

また、中山間地域の子供たちも対象にしてはどうかという話でしたが、基本的には被災を受けた子供たちの支援に使うための基金となっていますので、御寄附をいただいた方々からの意見聴取なども踏まえまして、検討を進めてまいります。

○岩渕誠委員 一般質問でも出ました政府の経済対策の中にある低所得者に対する給付金の給付見込みについて、伺います。

たしか一般質問の御答弁では、県内33市町村の8割が年内に予算措置するという答弁だったと思いますが、それでよろしいですか。

○熊谷ふるさと振興部長 おっしゃるとおり、8割程度が年内に予算措置すると答弁いたしました。

○岩渕誠委員 問題は、年内に給付しなさいと言っているわけです。実際はどうですか。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 11月末時点で各市町村に聞き取りを行った段階では、支給開始時期を12月中と予定しているところが9市町村と伺っております。

○岩渕誠委員 市町村に聞いてみますと、かなり前から新聞でそういう方針が出されたということで、結構進めていたのです。ところが、11月の半ばぐらいになって政府から、支給に当たっての基準日は12月1日と出たわけです。そうすると、ほとんどの市町村が無理だという話になって、かなり頑張ってアンケートには答えたけれども、本当にどうなるかわからないという状況だと思います。実質的には保健福祉の分野でやっていますから、その辺りをお聞きすると、プッシュ型でやったとしても、確認に時間がかかり、なおかつ対象となる家庭に通知を出すのだそうです。そして、その返事をもらって給付の作業に入りますから、1カ月はかかるということです。今までの給付率が下がっている原因の一つは、通知は出したのだけれども、何の反応もない人たちがいるということでもあります。いろいろ手を尽くしていても、実際にはそういう状況であることは市町村の名誉にもかかりますので、市町村の格差ではないということだけは、恐らく県としても認識しているかと思います。その辺についてお聞かせください。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 この制度につきましては、国で方針を決めておりますので、県としては市町村に速やかに給付できるよう、交付金の必要な事務処理を進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 市町村の声を代弁して、国にそんなむちゃなことを言うてはいけないと言

うことが県の役割だと思うのです。そこを対応していかないと、今後例えば減税の事務が来たときに、やはり基礎自治体である市町村での作業が多くなるわけですから、新聞ではどうも12月にお金が来るみたいな話だけれども、国の事務処理の考え方と実態は違うのだということをきちんと言ってもらわないといけないと思います。

今減税の話をお先にしてしまったので、お聞きしますが、来年減税をするとのことであります。県も市町村も住民税、所得税に影響があるわけでありましてけれども、現時点で県と市町村財政に与える影響をどの程度見込んでいますか。

○中村参事兼市町村課総括課長 岩渕誠委員御指摘のように、所得税、個人住民税の減税が実施されることとなっております。このうち県民税と市町村民税を含めた個人住民税の関係の減税に伴う減収額についてですけれども、ことしの7月1日現在の個人住民税の課税状況に基づいて減税の対象となります所得割が課税されている納税義務者及びその扶養家族を対象に、それぞれ1万円減税されると仮定して機械的に試算した場合の減収額は、全体で約86億円と見込んでおります。なお、1万円全額控除できない場合が一定程度ございますので、最大の想定ということで、実際の減収額はこれより小さくなるものと考えております。

また、所得税につきましては、国税でございまして、年末までにいろいろ議論していると聞いておりますが、基本的には地方交付税の原資となっており、所得税の33.1%が財源となっておりますので、大きな影響があると考えております。

○岩渕誠委員 住民税だけでも最大86億円で、地方財政の段階でどういう書き方をしてくるのかよくわからないのだけれども、少なくない影響が出ると思います。これに関しては、恐らく国は補填するのでしょうか。補填しなければやっていられない話ですから、そういう方針だと思いますが、問題は、減収分を補填するだけではとどまらない影響があるということです。パーセンテージが変わりますから、税務システムの改修が必要になってくるはずなのです。そうすると、システム改修費と外注費がそれぞれかかってくるわけですが、このことについての方針はたしか出ていないのです。これを見込むと、相当な額が影響してくるものと私は見込んでいるのですが、どのような認識ですか。

○中村参事兼市町村課総括課長 来年度の減税実施に向けまして、市町村につきましては、もちろん事務負担が増大となりますし、岩渕誠委員御指摘の税務システムの改修も必要になると見込んでおります。制度の詳細については、現在検討中ということでございますので、影響額を見込むことは難しいと考えておりますけれども、地方におけるシステム改修費あるいは事務負担の増大に対しましては、全国知事会等、全国の3団体におきましても、適切に財政措置を講じるよう国に訴えているところでございますので、それらの動向を注視しながら、市町村を支援していきたいと考えております。

○岩渕誠委員 恒久減税だったら、システム改修は1回で済みますが、元に戻るでしょう。2回改修して、倍お金がかかるということだから、財源措置をきちんとやってもらわなければなりません、1年のためのシステム改修は、はっきり言って無駄です。財政逼迫の

状況下でやる政策として、果たして正しいのかどうかということです。税というのはやはり根幹で、そう簡単に変えられたら困る話なので、財源確保などについて、ぜひ市町村の立場に立って国へ言っていたきたいと思います。

次に、物価高騰対策の財源と予算編成についてお尋ねします。12月12日の最終日に提案されるということですが、かなり限られた財源と時間のなかで、本当によく予算編成され、敬意を表したいと思います。中身については12月12日に取り上げますから、きょうは大きな話をします。現在の物価高騰対策あるいは新型コロナウイルス感染症対策は、臨時的な支出ですから、地方財政の基本となる地方財政計画には全くのらず、予算の原資は常に国の補正予算で対応されるのが常態化しています。そうなりますと、非常に大きな問題が出てくるわけで、まず、規模がわからないのです。以前は、基金化して、ある程度積んで、地方で自由にやったのですけれども、たしか平成27年以降に国は地方に基金をやめさせるよう指導したのです。一方で、今話題になっていますけれども、国はどんどん基金をつかって、さまざまな問題を引き起こしており、本末転倒であると思います。

物価高騰対策は4月からだから、本当はみんな当初予算で欲しいのですが、それができないのは、非常に大きな問題があるだろうと思っています。このことについて、財政課の認識を伺います。

○佐藤財政課総括課長 まさに今岩渕誠委員がおっしゃったとおりでして、本来的には当初予算で対応して通年実施するのが望ましい分野もあると思いますが、これから年末にかけて決定される来年の地方財政の枠組みにおいて、物価高騰対策の歳出として計上される可能性は低いと考えています。一方で、今年度の国の予備費がまだありますので、物価高騰対策の追加分として地方自治体の当初予算編成に間に合うよう決定し、来年度に繰り越すというアナウンスがあれば、地方自治体でも来年度の当初予算で国費を財源とした物価高騰対策の予算編成が可能になると考えられます。

○岩渕誠委員 まさにそのとおりで、今回予備費を少し出しても、まだ二、三十年残っているわけです。何が問題かという、例えば土地改良区の賦課金というのがあるのです。4月からかなり物価が高騰し、電気代も上がるから、このぐらい負担しましょうと言うのだけれども、それが先に見えていれば、幾らぐらい金が入ってくるから、これは抑えてできると言えるのです。だけれども、去年はそれができなかった。なぜかという、去年の物価高騰対策で国から土地改良区の電気代の低減の話が出たのは3月です。ですから、雫石町土地改良区や須川土地改良区は1反歩4,000円以上上がっています。今は4,000円上がるとなったら、ほとんどやめます。大概12月ぐらいに来年の予算を決めて、2月、3月に総代会をやって、紛糾するわけですが、予備費を使っていれば、そういうことがなくて済むのです。それを3月にやられても、全て繰り越しになりますから、もっと前の今の時期に全部出してもらわなければいけないという認識が非常にあります。

このことについては、去年の6月か7月に、与党の萩生田光一政調会長も地方の実態に合っていないのではないかと発言しているのです。だけれども、全然そのようになってい

ない。物価高騰対策はこれからもやらなければならないというときに、予備費を持ったまま3月にどうぞと言われても、地方の現場は全く対応できないと思っています。このことは大きな話ですから、全国知事会や政策的な話かもしれませんが、認識と対応策について伺います。

○加藤政策企画課総括課長 全国知事会における物価高騰対策の最近の働きかけと認識について申し上げたいと思います。

全国知事会としましては、国が昨年9月に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設しまして、1回目の配分が行われました。その後、1月、2月ぐらいに消費者物価指数が41年ぶりに上がり、4%を超えたということで、全国知事会のくらしの安心確立調整本部が速やかな交付金の増額について要望を出し、追加配分があったところでございます。

全国知事会としては、国で経済政策の動きが出始めたところを見計らって、令和5年10月に重点交付金3億円の確保について緊急要望しておりまして、先日内示があったところでございます。

全国知事会では、消費者物価指数や国の経済対策の動向などを踏まえて緊急提言を行ってきた経緯がございます。ただ、通常の国の当初予算に対する提言などを見ますと、先ほど岩淵誠委員の御質問にありました基金の積み立てや必要な財源措置は、通常分でもきちんとやっておりますので、認識として、やはり当初の段階であればいいというのは同じだと思っております。

○岩淵誠委員 実際の運用を考えれば、基金をどんと積んでもらうか、年末に交付金を出してもらわなければ財政の自由度を高めて機動的に当初予算を編成することができないわけです。新たな交付金制度をつくるのもいいのだけれども、そういう抜本的なところにメスを入れないと、いつお金を出したら、効果があるのかという発現につながらないので、避けて通ることのできない改革だと思えます。このことは地方にとってとても大事なことだと思いますので、与野党関係なく、ぜひやっていただかないとならないと思うのですが、全国知事会の話の流れで、政策企画部長、いかがですか。

○小野政策企画部長 ただいま政策企画課総括課長から答弁申し上げましたけれども、全国知事会におきましても、今岩淵誠委員からお話ございましたような財源の確保と機動性、そして地方の声もしっかりと聞きながら計画的に通年で対応していく、この二つを両立させることが重要だと思っています。全国知事会の要望の中でも、必要な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金はできる限り自由度を高め、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰り越し要件の緩和や基金積み立て要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運営と手続の簡素化などを図るべきであるという提言も国に対して行っているところがございます。予備費については、まさにこれまで地方財政についてさまざまな御提案をくださった岩淵誠委員の御見識だと思っております。予備費の性格や先例などもあり、国を動かすには本県のさまざまな考えに加えて、ほかの都道府県の共感や協

力、同意などを得ていくことが必要と考えております。物価高騰対策ではないですけども、北海道東北地方知事会でも国土強靱化関係の予算について、補正予算ではなく当初予算でほしいといった要望も出していますが、同様の考えに基づくものだと思っておりますので、こうした広域連携の枠組みなどをしっかり活用しながら、検討を進めてまいりたいと思います。

○**岩渕誠委員** 今補正予算の話が出ましたけれども、例えば農業改良事業は補正予算で手当てされるのが常態化しています。それから、農業予算で言うと、例えば水田活用の直接支払交付金や産地交付金、戦略作物助成は補正予算が出ますから、当初予算はごめんなさいという話がずっと続いているわけですが、これでは経営が成り立たないのです。ですから、適切な時期と予算に積まない困るのはどこも同じだと思います。今回の補正財源を見ても、交付金は45億円です。使途が決められた交付税の積み増し分が来て、それをやりくりして何とかやっているのが実態だと思いますが、暮らしの現場を持っているのは地方ですから、国にはしっかり言って、やっていただきたいと思います。

一方で、当初予算の段階では物価高騰対策の財源はほとんどない。ほとんどないというか、ゼロでしょう。そのとき、どうやって財源を生み出すかという、考えられるのは一つなのです。それは、今年度予算の不用額をどのようにして利用していくか、これが一つの研究テーマになると思っています。参考までに聞きますが、この数年間における不用額と繰り越しの状況はどうなっていますか。

○**佐藤財政課総括課長** 決算剰余金については、ここ5年程度は209億円弱といったところで、その半分は、岩渕誠委員御存じのとおり、基金に積み立てなければいけません。また、残りの半分のうちかなりの部分を、事業費の確定に伴い、前受けしていた国庫補助金返還金の積み戻しに充てているものです。令和4年度の例では、決算剰余金198億円に対し、決算剰余金、言いかえれば繰越金ですけども、198億円の2分の1の90億円を基金に積み立て、残り99億円のうち87億円は事業費の確定に伴い、国庫補助金の返還等に充て、残り12億円を不用残として、今年度の事業の財源として活用しているものです。

○**岩渕誠委員** 特に新型コロナウイルス感染症対策と物価高騰対策は、繰り越しと法定の積み立てがあるから、実際には決算剰余金のうち5%ぐらいしか使えないのが現状だと思います。5%といっても、10億円ぐらいあるわけで、これをどのように生かしていくかということです。通常だと、決算して6月補正予算とか9月補正予算の補正財源にすればいいのだけれども、大事なのは当初の財源にしなければいけないということです。そのために使うことが必要だと私は思っており、研究すべきだと思います。研究すべきだと言っているのは、不用残を当初予算で組むのは、もしかすると繰り上げ充用という、財政運営上はかなり禁じ手に近い手法となるからです。財政課や競馬を経験した人は覚えていると思いますが、岩手県競馬組合が今のような状況になった最大の原因は、繰り上げ充用をやったからです。しかも、1年のみならず、ずっと続けながら、雪だるま式に300億円まで膨らんだのです。ですから、今10億円ぐらいあるものを、例えば物価高騰対策に限定し

て2年間で3億円とか、財政運営上大きな問題にならないようなところで、幾らかでも当初の財源として使う方法を研究すべきだと思っていますが、いかがですか。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員御提案の財源確保策については、一つのアイデアとして御示唆いただいたものと思っています。

一方で、先ほどお話しされたとおり、繰り上げ充用に当たらないかといったことも慎重に精査し、検討が必要ですので、研究してまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 ホワイトではないでしょうね。だけれども、他県ではやっています。金がない岩手県がこの金を使わなければいけないのはまさに今ですので、ぜひ可及的速やかに研究していただきたいと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談があるので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました経緯につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。